原議保存期間
 30年(令和33年3月31日まで)

 有効期間
 一種

各地方機関の長 各都道府県警察の長 (参考送付先) 庁内各局部課長 各附属機関の長

警察庁丙交企発第57号、丙交指発第6号 丙運発第10号

令 和 2 年 6 月 1 2 日 警 察 庁 交 通 局 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について (通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。) が、本年6月10日公布され、改正法附則第1条第1号に掲げる規定は、本年6月30日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令 第181号)、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施 行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府 令(令和2年内閣府令第45号)及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則 (令和2年国家公安委員会規則第8号)が本日公布され、本年6月30日から施行される こととなった。

今回施行される改正規定は、妨害運転に対する罰則の創設等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

(凡例)

「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)

「法」 : 改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)

「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第181号)

「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)

「府令」: 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する

法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第45号)による改正

後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)

1 妨害運転に対する罰則の創設等

(1) 趣旨

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路上において、他の自動車を執ように追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車に追突させ、停止させられた自動車に乗車していた一家4人を死傷させる事件が発生した。また、この事件の発生以降も、同様の悪質・危険な運転行為が相次いで発生しており、いわゆる「あおり運転」として重大な社会問題となっている。

このような状況を踏まえ、この種の悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の 車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行 うこととしたものである。

(2) 内容

ア 妨害運転に対する罰則の創設

- (ア) 他の車両等の通行を妨害する目的で、以下の行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした(法第117条の2の2第11号)。
 - a 法第17条(通行区分)第4項の規定の違反となるような行為
 - b 法第24条(急ブレーキの禁止)の規定に違反する行為
 - c 法第26条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為
 - d 法第26条の2(進路の変更の禁止)第2項の規定の違反となるような行為
 - e 法第28条(追越しの方法)第1項又は第4項の規定の違反となるような行為
 - f 法第52条(車両等の灯火)第2項の規定に違反する行為

- g 法第54条 (警音器の使用等) 第2項の規定に違反する行為
- h 法第70条 (安全運転の義務) の規定に違反する行為
- i 法第75条の4(最低速度)の規定の違反となるような行為
- j 法第75条の8 (停車及び駐車の禁止) 第1項の規定の違反となるような行 為
- (イ) (ア)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、 その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者は、5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処することとした(法第117条の2第6号)。
- イ 運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備

公安委員会は、運転免許を受けた者がア(イ)の行為をしたときは、その者の運転免許を取り消すことができることとするとともに、3年以上10年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が運転免許を受けることができない期間を指定すること等ができることとした(法第90条、第103条及び第107条の5)。

ウ 運転免許の効力の仮停止に関する規定の整備

ア(イ)の行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした(法第103条の2 第1項第2号)。

エ 妨害運転に付する基礎点数に関する規定の整備

法第117条の2の2第11号の罪に当たる行為(「妨害運転(交通の危険のおそれ)」)を一般違反行為とし、基礎点数25点を付することとした。また、法第117条の2第6号の罪に当たる行為(「妨害運転(著しい交通の危険)」)を特定違反行為とし、基礎点数35点を付することとした(令別表第2の1の表及び第2の2の表)。

オ 重大違反に関する規定の整備

重大違反唆し等の対象となる重大違反に、妨害運転(著しい交通の危険)及び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとした(令第33条の2の3第4項)。

カ 仮運転免許の取消しの基準に関する規定の整備

仮運転免許の取消処分の対象となる違反に、妨害運転(著しい交通の危険)及び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとした(令第39条の3第1項第3号)。

キ 危険行為に関する規定の整備

自転車運転者講習の対象となる危険行為に、妨害運転(著しい交通の危険)及 び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとした(令第41条の3第15号)。

ク 安全運転管理者等の欠格要件に関する規定の整備

安全運転管理者等の欠格事由に、妨害運転に係る罪を追加することとした(府令第9条の9第1項第2号口)。

(3) 留意事項

ア 妨害運転の抑止を図るため、関係機関・団体と連携して、改正規定の内容について周知徹底するとともに、妨害運転を誘発しない運転の必要性や妨害運転を受けたときの対処法等についても一層の広報啓発活動を推進すること。

また、妨害運転に対する厳正な指導取締りを徹底するとともに、妨害運転を行った者に対する迅速な行政処分を推進すること。

イ 改正規定の趣旨及び内容について、違反の構成要件、立証方法、捜査書類の作 成要領等について、教養を徹底すること。

2 その他

仮運転免許の取消処分の対象となる違反に、携帯電話使用等(交通の危険)(法第71条第5号の5の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。))を追加することとした(令第39条の3第1項第3号)。

3 経過措置

- (1) 施行前にした行為を理由とする運転免許(法第84条第1項に規定する運転免許をいう。)の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等(法第84条第1項に規定する自動車等をいう。)の運転の禁止については、なお従前の例によることとした(改正法附則第3条)。
- (2) 施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例によることとした(改正法附則第8条)。
- (3) 施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例によることとした(改正令附則第2項)。
- (4) 施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした (改正令附則第3項)。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の官報の写し及び新旧対 照条文
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第181号)の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴

- う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (令和2年内閣府令第45号)の官報の写し
- 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則(令和2年国家公安委員会規則 第8号)の官報の写し

水曜日

官

|項] に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十と」を「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」に、「同条第十第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項ま (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正) 項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。 の

第十四条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)

部を次のように改正する。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)-四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。第十二条第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を 「同条第五項」に、 第五

第十五条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) の一部を次のように改正

同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第十二号」を「第第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、第四十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項 号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。 一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十一 二号までを を 2

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十六条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように 改正する。

第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項第五号を削り、第六号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を削り、同項中第五号を削り、第六号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第十二条第一項ただし書中「第三項第十一号」を「第三項第十号」に改め、同条第二項中第三号第十一条第四項第七号中「次条第三項第十二号」を「ジョラニュラーニ」ニュー 項第六号」に改める。を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、

内閣総理大臣 総務大臣 萩生田光一 高市 早苗 宇芸

文部科学大臣

農林水産大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 環境大臣 赤 江 加羽 藤 藤

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する

名 御 璽

御

令和 一年六月十日

令和 2 年 6 月 10 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十二号

道路交通法の一部を改正する法律

の三十二の二」を「第百八条の三十二の三」に改める。 路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 中「第九十一条」を「第九十一条の二」に、「第百二条の二」 を「第百 一条の三 に、 「第百八条

定める基準に該当する車両」を加える . 「その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で二条第三項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は二輪」を「、二輪」に改め、「の自転車」の

> に改め、同条の付記中「第四項」を 両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で」第十七条第三項中「自転車(」を「自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車 一項第二号の二第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九に改め、同条の付記中「第四項」を「第三項」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第 条第一項第二号の二」に改める。

の二第十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三」に改める。第二十四条の付記中「第百十九条第一項第一号の三」を 「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二

第百十七条の二

第二十六条の二の付記中「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、第の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」に改める。第二十六条の付記中「第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の

二第十一号ニ、」を加える。

いては第百十九条第一項第二号の二」に改める。の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二 第二項及び第三項につの二第六十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第一項及び第四項については第百十七条

第四十四条ただし書を削り、同条第一号中「勾配」 「曲がり角」に改め、同条に次の一項を加える を 勾配 に改め、 同条第二号中[まがりかど]

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規 客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障 める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)。 間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住 トロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時 する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又は 運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供 定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車 定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規

第一号」に改める。 第四十四条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第一項については第百十九条の二第 項

停留場において運行時間を調整するため駐車する」を「第四十四条第二項各号に掲げる」に、「又はト第四十九条の三第一項中「乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は第四十五条の二第一項及び第四十六条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

有償旅客運送自動車の」に改める。 ロリーバスの」を「若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用

項」に改める。 第五十条の二中 第五十条の二中「第五十一条の二まで」を「この条、次条」に、「第四十四条」第四十九条の六中「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に、「同条」 をを 「第四十四条第一「同項」に改める。

二十二項中「第五十一条の二の二まで」を項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」 第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(違法駐車に対する措置)」を付し、 「この条及び次条」に改める。 に改め、「次条第一項及び」を削り、 同条第十五項及び第 同条第一

の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。)」を加える。 第五十一条の二の二中「第五十一条」を第五十一条の二を削る。 第五十一条の四第一項中「違法駐車行為」の下に「(違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者 「前条」に改め、同条を第五十一条の二とする。

十一号ヌ、」を加える。

一号へ、」を加える 「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第

第五十四条の付記中 一号ト、」を加える。 「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、 第百十七条の一 一の

第六十三条の三中 「二輪又は三輪の」を削る

十一号チ、第百十九条第一項第九号」に改める。 第七十条の付記中「第百十九条第一項第九号」を「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の

三第

一第

する標識を付けた準中型自動車又は」を加え、「又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準自動車(」の下に「第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定第七十一条第五号の四中「、第七十一条の五第二項」を「、第七十一条の五第一項」に改め、「表示 中型自動車」を削る。

二に」を 項」を「第五十一条の二第一項」に改める。 第七十二条の二第三項中「第五十一条の二の二の」を「第五十一条の二の」に、第五十一条の二の第七十一条の五第二項中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改める。 「次条に」に、「第五十一条の二の二まで」を「この条及び次条」に、「第五十一条の二の二第

第七十五条第一項第七号中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

二の二第十一号リ、第百二十条第一項第十二号」に改める。 第七十五条の八第二項中「、第五十一条及び第五十一条の二の二」を「から第五十一条の二まで」 第七十五条の四の付記中「第百二十条第一項第十二号」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の

に改め、同条の付記中「第一項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第

第八十七条第二項中「を除く。)その他」を「及び二十一歳に満たない者を除く。)その他」に改める。 第九十条第一項第七号中「第三項」を 第三号又は第六号」に改める。 「第四項」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を

第六章第二節中第九十一条の次に次の一条を加える。

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者 はこれを変更することを申請することができる。 若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又 が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許 に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 うことができる。 るときは、当該申請をした者に対し、 るときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認め

前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項 内閣府令で定める。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号)

第九十三条第二項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加える。

項第一号及び第二号中 「二十一歳」の下に「(政令で定める教習を修了した者 (第百四条の二の四第一 同条第三項中「二年」の下に「(政令で定める教習を修了した者にあつては、一年)」を加え、同条第五第九十六条第二項中「三年」の下に「(政令で定める教習を修了した者にあつては、一年)」を加え、 る教習を修了したものにあつては一年」に改める。 項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。)にあつ ては、十九歳〕」を加え、「ものにあつては、二年」を「経験を有するものにあつては二年、政令で定め

とする者であつて大型自動車、 に、「講習を」を「講習又は教育を」に改め、同号イ中「者」の下に「(普通自動車対応免許を受けよう 第九十七条の二第一項第三号中「第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下」 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車 (以下この条及び第百一条

1 1

準に適合するものに限る。ロから二までにおいて同じ。)」を加え、同号ハ中「及びロ」を「から二ま 三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査 機能 状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者 の四において「普通自動車等」という。)の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並 次に次のように加える。 するものに限る。)又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課 に「(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合 条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程(同項第三号口に掲げる基 習」の下に「、同条第二項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準とし 取得者等検査(以下「運転技能検査等」に改め、「当該認知機能検査の結果に基づいて行う」を削り、「講は第百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許 認知機能(以下単に「認知機能」という。)」を「普通自動車等の運転について必要な技能」に、「以下 加え、「公安委員会」を「認知機能検査等、公安委員会」に、「介護保険法第五条の二第一項に規定する るかどうかを診断したものに限る。ロ及びハ並びに第百一条の四第二項において同じ。)を提出した者 規定により診断書(同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当す 第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程」を加え、同号口を同号二とし、 の下に「からハまで」を、「講習」の下に「、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二 で」に、「講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する」を「講習、」に改め、「よる講習」の下 て国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロから二までにおいて同じ。)又は第百八 その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知 びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの 「認知機能検査」を「同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。)又 (以下「認知機能検査等」という。)を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。)」を (同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。)」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「イ」 (以下単に「認知機能」という。)に関する検査(以下「認知機能検査」という。)又は第百八条の

二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十 機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。) 認知機能検査等及び 同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知 (普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者

条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程 を)とこうとうでで)というでは、これでは、同条第二項の規定による講習又は第百八査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八貨的者等を受ける必要かないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。) 運転技能検 日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者 (普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、 同

とし、 項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中 に、「ハ」を「ホ」に、「講習」を「講習又は教育」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前 第九十七条の二第一項第五号中「第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下」 同条第一項の次に次の一項を加える。 「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第三項

準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験 を免除しないことができる。 査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検 官

水曜日

12

|項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。 |第百一条の三第一項中「及び第二項に」を「から第三項までに」に改め、同項ただし書中「及び第

に改め、同項に次の一号を加える。
「説知機能検査等」を「第二項」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」
「認知機能検査等」
「認知機能検査等」
「認知機能検査等」
「記知機能検査等」
に該当するものを除く。)」を加え、「前項」を「第二項」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」
「可の選転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等」に改め、同項後段を削り、同条第三項
「関門内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同期間内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同期間内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同期間内に」を加え、「が行った認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同項に次の一号を加える。

は 事項 できる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要 に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受け に同項の規定により運転技能検査等を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内 動車対応免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自 三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自

第百一条の四中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

査等を受けていなければならない。
 童等を受けていなければならない。
 童等を受けていなければならない。
 童等を受けていなければならない。
 童等を受けていなければならない。
 童等を受けていなければならない。
 童野期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百のに限る。
 は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百のに限る。
 は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百のに限る。
 は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百のに限る。
 は、更新期間が満了する日におけるといる者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定がよりによいる者であつて、普通自動車等の運作がよります。

ができる。 日動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものと 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通

家百一条の七第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「おいて受けた認知機能検査」を「認知機能検査」を「おいて」を削り、同項第三号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「認知機能検査」を「当該認知機能検査」と「認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査」を「おいて」を削る。 「行い、又はその者に対し公安委員会が指定するかどうかを診断したものに限る。」を加え、同規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。」を加え、同規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。」を加え、同項第二号中「認知機能検査」を「おいて受けた認知機能検査」を「おいて」を削る。 「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師のを「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師のを「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師のを「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師のを「行い、又はその者に対して、当該認知機能検査」を「おいて受けた認知機能検査等」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「より認知機能検査」を「より認知機能検査」を「より認知機能検査」を「より認知機能検査」といる。

令和 **2** 年 **6** 月 10 日

第六章第五節中第百二条の二の次に次の一条を加える。

該当若年運転者の受講義務

当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種とができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該第百二条の三 特例取得免許(第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けるこ

及許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるも免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいた財間)が通算して一月を超理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)という。に自動車等の運転に関して、当該行為が筑行四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなるまでの間に自動車等の運転に関して、当該行為が筑行四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなるまでの間に自動車等の運転に関して、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなるまでの間に自動車等の運転に関して、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなった者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。が、第百八条の三の法律の規定に基づく処分に違反する行為をの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をの法律若しくはこの法律を除く。以下「基準該当若年運転者」という。が、第百八条の三の法律の規定に基づく処分に違反する行為をの法律若しくはこの法律に基づく如うに基づく処分に違反する行為を受けたいるととなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

「前条」を「第百二条の二」に改める。「前条」を「第百三条第一項ただし書中「前条」を「第百二条第一項をだし書中「前条」を「第百二条の二」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚

(若年運転者期間に係る取消し) ・ (第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「認知 ・ (第四条の二の三第一項中「同条第一項から第三項まで」を「これら」に改め、同条第四項中「認知 第百四条の二の三第一項中「同条第一項から第三項まで」を「これら」に改め、同条第三項中「認 第百三条の二第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。

第百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反しては、許の二のたきは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(自動車等の運転に関しこの法律だしくはこの法律で該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免別に当該行為が当該基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特別取得免別に当該行為が当該基準に該当することとなったととは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特別取得免別ででは、一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定又はこの法律の規定又はこの法律の関定ととなったときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特別取得免ることとなったときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特別取得免責。

所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。本文において準用する第百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に

3

許を取り消すことができない。 「中国の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免 を考述の関連を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの ときは、その者が受けている特例取得免許(第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達 ときは、その者が受けている特例取得免許(第一項又は第二項の規定だよる基準に該当することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した名が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの 号に掲げる講習を終了した名が第一項の規定に基づく命令の規定をは、第一項第十四 た者が第百二条の三の規定による通知を受け

- 6 第5回をり見ぎは、第一頁、第二頁では第四頁の見ぎこと)寺可文寺色作を文)当上昜合この4 準用する。 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について
- 「「善う」ではいるでは、第一項では、第一項では、第一項では、「「「「「「「「「「」」」」」」では、第一項をいると、「「「」」」では、第一項では、第一項では、第一項では、第一項では第四項(第百八条の三の規定による通知を受けた者が第百二ので、「一項をは、第一項では第四項(第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二の「第百四条の規定は、第一項、第二項文は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合につい
- に改め、「第百三条第四項」の下に「又は前条第一項、第二項若しくは第四項」を加える。第百四条の三第一項中「前条第一項」を「第百四条の二の三第一項」に、「第三項又は」を「第三項、」
- しくは第十三号」を「、第十三号若しくは第十四号」に改める。「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に、「若第百六条中「第九十一条」の下に「若しくは第九十一条の二第二項」を、「第百三条第四項」の下に
- に改める。 第百六条の二第二項中『認知機能検査』を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」
- g。 第百七条第二項中「第四項」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え

- 自動車の運転に関する講習 十四 基準該当若年運転者(免許の効力が停止されている者を除く。)に対する特例取得免許に係る
- 第十五号」に改め、同条第四項及び同条の付記を削る。第百八条の二第三項中「まで若しくは」を「まで、」に、「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは
- 第百八条の三の五を第百八条の三の六とする。
- 同条を第百八条の三の五とする。第百八条の三第一の五とする。第百八条の三の四中「第百八条の二第一項第十四号」を「第百八条の二第一項第十五号」に改め、
- (若年運転者講習の手続)

水曜日

令和 **2** 年 **6** 月 10 日

- 「者(同条」に改め、同項に次の一号を加える。 第百八条の四第一項第一号中「者(」の下に「第三号及び」を加え、同項第二号中「者(次条」を
- 行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。 三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に
- 第百八条の五第一項中「取消処分者講習」の下に「又は若年運転者講習」を加える

- 号」を「第百十七条の五第二号」に改める。第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記中「第百十七条の五第三
- 免許取得者等教育」に改め、同項第三号を次のように改める。いる者」の下に「又は特定失効者若しくは特定取消処分者」を加え、「運転免許取得者教育」を「運転第百八条の三十二の二の見出しを「(運転免許取得者等教育の認定)」に改め、同条第一項中「受けて
- かに適合するものであること。 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれ
- 員会規則で定める基準第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委

1

- 員会規則で定める基準第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委
- させる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準(イ及び口に掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深め
- 等教育」に改め、第六章の四中同条の次に次の一条を加える。第百八条の三十二の二第三項から第五項までの規定中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者

(運転免許取得者等検査の認定)

- **第百八条の三十二の三** 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢**第百八条の三十二の三** 免許を現に受けている者又は特定失効者に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査(以下「運転免許取得者等検査」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設するがの検査(以下「運転免許取得者等検査」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設する公司を表示。

- 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
- 、 イ女ゾコこ曷げるらののまか、叩命こ半つて上げる身本の幾能又は重云の支能の氏下、1 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
- 基準 車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める不足が口の場所では、一個では
- で及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まと、「第百八条の三十二の二第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「、次条第一項」と、同条第二項中「課程」とあるのは「方法」て、同条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合におい前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合におい
- (罰則 第二項については第百二十三条の二)
- 百八条の三の三又は次条」に改める。
 「第百二条の二」を「第百一条の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「又は次条」を「、第第五号」の下に「、第百四条の二の四第一項、第百二条の二、第百二条の三」に改め、「第百三条第一項「第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」の下に「、第九十七条の二第一項第三号イ」を加え、第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」の下に「、第九十七条の二第一項第三号イ」を加え、

官

やかに」に改める。 「行なわなければ」を「行わなければ」に、「きかないで」を「聴かないで」に、「すみやかに」を「速第百十条の二第五項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「きいたうえ」を「聴いた上」に、 第百十二条第一項第五号の三の次に次の一号を加える。

運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

講習」を加える 三号中「初心運転者講習又は」を「初心運転者講習、」に改め、「掲げる講習」の下に「又は若年運転者 第百十二条第一項第六号中 「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、 同項第十

は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは」に改める。 第百十三条の二中「第百四条の二の二第二項又は」を「第百四条の二の二第二項若しくは第四項又

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、 第百十七条の二第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条に次の一号を加える その他道

第百十七条の二の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える 路における著しい交通の危険を生じさせた者

道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、 当該他の車

両

第十七条(通行区分)第四項の規定の違反となるような行為

第二十六条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為 第二十四条(急ブレーキの禁止)の規定に違反する行為

第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項の規定の違反となるような行為

第五十二条(車両等の灯火)第二項の規定に違反する行為第二十八条(追越しの方法)第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

第五十四条(警音器の使用等)第二項の規定に違反する行為

第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第一項の規定の違反となるような行為 第七十五条の四(最低速度)の規定の違反となるような行為

項」を削る。 第百十七条の四第一号中「、第百八条」を「又は第百八条」に改め、「又は第百八条の二 (講習) 第

同号を同条第二号とする。 第百十七条の五第二号を削り、 同条第三号中 「第百八条の三の三」を「第百八条の三の四」に改め、

「条件)」の下に「若しくは第九十一条の二(申請による免許の条件の

改める。 付与等)第二項」を加える。 第百十九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第一号中 「場所)、」を「場所) 第 項 に

水曜日

第百十九条第一項第十五号中

七条の五第二号に該当する者を除く。)」を削る。 第百二十条第一項第十七号中 第百二十一条第一項第九号中「、第五十一条の二(違法駐車に対する措置) 「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五」 第十項」及び一 に改める。 (第百十

加える。 「(第百八条の三十二の三(運転免許取得者等検査の認定) 第二項において準用する場合を含む。)」を 第百二十三条の二中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、「第三項」の下に

別表第一中 「第四十四条」を 「第四十四条第一項」に改める

附 則

令和 **2** 年 **6** 月 10 日 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 施行期日

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第五十四条の付記の改正規定、 二十六条の二の付記の改正規定、第二十八条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、 第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の付記の改正規定、 第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、 第

> の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定(公布の日から起算して二 規定、第百七条の五第二項第三号の改正規定、第百十七条の二の改正規定並びに第百十七条の二 第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第 十日を経過した日 一号ハ及び二の改正規定、第百三条第二項第三号の改正規定、第百三条の二第一項第二号の改正

同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改 三条の規定 の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十 九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第一号の改正規定、第百二十一条第一項第九号 三十一の付記の改正規定、第百十条の二第五項の改正規定、第百十七条の五の改正規定、第百十 百八条の三の三の付記の改正規定、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の 第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第 正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二 改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、 の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する 五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 第四十四条の改正規定、 第四十

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における同号に 掲げる改正規定による改正後の道路交通法第百十七条の五の規定の適用については、同条第二号中 第百八条の三の四」とあるのは、「第百八条の三の三」とする。

(免許等に関する経過措置)

第一項に規定する免許をいう。次条第一項において同じ。)の拒否、 お従前の例による。 止又は自動車等(同法第八十四条第一項に規定する自動車等をいう。)の運転の禁止については、 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする免許 保留、 取消し若しくは効力の停 (道路交通法第八十四 な 条

第四条 この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十七条の二第一項第三号イ ついては、なお従前の例による。 準日」という。)の翌日以後に免許が失効した者について適用し、 から二までの規定は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日(以下この条において「基 基準日以前に免許が失効した者に

以下この条において同じ。)が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用し、百一条の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあっては、当該申請をする日。 する者については、なお従前の例による 同法第百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようと 新法第百一条の四第二項の規定は、道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日(同法第

以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。 新法第百一条の四第三項の規定は、道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日

(秘密保持義務に関する経過措置)

第

交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習(前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の |五条|| この法律による改正前の道路交通法(以下この条において「旧法| いて行うものに限る。) の実施の委託を受けた者若しくは新法第百八条の二第三項の規定により道路 項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づ 三項の規定により道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習(旧法第九十七条の二第一 という。)第百八条の二第

が法人である場合にあっては、その役員)若しくはこれらの職員又はこれらの者であった者につい 規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)の実施の委託を受けた者(これらの者 例によることとされる場合における旧法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の (自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置) 旧法第百八条の二第四項の規定は、この法律の施行後も、 なおその効力を有する。

令については、なお従前の例による。 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする自転車運転者講習の受講命

、罰則等に関する経過措置

第七条 この法律 (附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定) 附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした 行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 の施行前にした行為及び

お従前の例による 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、 な

(政令への委任)

|な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、 附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必 政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第七条第一項第二号中 第百三十一号)の一部を次のように改正する。 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。 (昭和四 <u>+</u> 年

第十一条 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過 同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止につい

別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十二条 第十九条第一項の表第七十五条第一項第七号の項及び第百十九条の ように改正する。 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成十三年法律第五十七号) 二第 一項第二 岩岩 o O 項 の 单 一部を次 第

十四条」を 「第四十四条第一項」に改める。

水曜日

第十三条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

号

の

部を次のように改正する。

一条第二十八号口中 「第五十一 条の二第 垣 を 第五十一 条の四第一項」に改める。 内閣総理大臣 安倍 晋三

令和 **2** 年 **6** 月 **1 O** 日

玉 土交通大臣 総務大臣 赤羽 高市 一 早嘉 苗

Ŧi.

第

都 市 再生特別措 置法等の 部 [を改正する法律をここに公布する。

名 御

御

令和 一年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十三号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第

目次中 都 市再生特別措置法 「第四十六条の四」を 「第四十六条の八」に、 「第三節 (平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する 都市計画等の特例」 を 第

一節

都市計画等の特例等」に、「第五款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例都市公園の占用の許可の特例(第六十二条の二) (第六十) 一条

続 (第

の三)」を 第第第第第第 十九八七六五 款款款款款款

六十二 の八

条

に、 「第八十条)」を 「第八十条の二)」に、「第八十条の二一第八十条の 八 を 「第八十

法

条の三一第八十条の九」 に、 第第 三 款款 居住調整地域等建築等の届出等 (第八十八名 八条)第九十二 应 を 第第第第第 四三一一一 四三二一一 款款款款款

条

居居建

のの

第四

節

立地誘導促進

住環境向上用途誘導地区(第九十四条の二)住調整地域等(第八十九条ー第九十四条)生地区画整理法の特例(第八十七条の三ー第八十七条の五)生地区画整理法の特例(第八十七条の三ー第八十七条の五)宅地造成等関係行政事務の処理に係る権限の移譲(第八十七条の三

施設協定 (第百九条の二―第百九条の四)」を 第第第四四三 節節節 の の 二立二 住誘導区域等権利等促進施設協定1計画法の特例 利((設第第 等第第

(第百九条の七―第百九条の十三)」百九条の三) 「第百九条の五―第百九条の十二」 を 「第百九条の十 |一第

百九条の二十一」に、「跡地等管理協定等」 を 「跡地等管理等協定等」に改める。

設備で政令で定めるもの」を加える。 るもの」の下に 第二十九条第一項第一号中 [居住者等] の下に「(以下「建築物の利用者等」という。)」を、「定め 「並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、 整理、 分析及び提供を行うための

改める。 第三十六条第二項中「をいう。)」を「をいう。 第九十四条の二第 二項第二号において同じ。)」に

号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改め、 第四十六条第一項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、 第四号の次に次の一号を加える。 同項中第六号を第七号とし、 同条第二項中 第五号を第六号 第

行う必要があると認められる区域(以下「滞在快適性等向上区域」という。)を定める場合にあっ 条において「滞在の快適性等の向上」という。)のために必要な公共公益施設の整備又は管理を の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上 公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物 保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市 一号の区域のうち、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の (以下この 確

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)66	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)

道路交通法の一部を改正する法律 新旧対照条文

 \bigcirc 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(現行規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の規定)

(傍線の部分は改正部分)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする ○	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	陈 貝	第七章~第九章 (略)	進(第百八条の二十六―第百八条の三十二の三)	第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促	第六章の二・第六章の三(略)	第六節~第八節 (略)	第五節 免許証の更新等(第百一条—第百二条の三)	第三節~第四節の三(略)	第二節 免許の申請等(第八十八条—第九十一条の二)	第一節 (略)	第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許	第一章~第五章 (略)	目次	改正案
3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	附 貝	第七章~第九章 (略)	進(第百八条の二十六―第百八条の三十二の二)	第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促	第六章の二・第六章の三 (略)	第六節~第八節 (略)	第五節 免許証の更新等(第百一条—第百二条の二)	第三節〜第四節の三(略)	第二節 免許の申請等(第八十八条—第九十一条)	第一節 (略)	第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許	第一章~第五章 (略)	目次	現

(略)

車 しているものを除く。)を押して歩いている者 該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引 者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転 、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行

(通行区分)

第十七条 (略)

2

(略)

3 いときは、 ならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得な を牽引しているものを除く。)以外の車両は、 ける他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定め る基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道にお 自転車道を横断することができる 自転車道を通行しては

4 6 (略

七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二 (罰則 項第一 一号の二 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第 第四項については第百十七条の 一第六号 第百十

(急ブレー キの禁止)

第二十四条 (略)

(略)

_

る者 もの及び他の車両を牽引しているものを除く。)を押して歩いてい 自転車又は二輪若しくは三輪の自転車 次条の大型自動 一輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付 (これらの車両で側車付きの

(通行区分)

第十七条 (略)

2 (略)

3 転車道を横断することができる。 だし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、 るものを除く。)以外の車両は、 二輪又は三輪の自転車 (側車付きのもの及び他の車両を牽引してい 自転車道を通行してはならない。 自 た

4 6 (略)

(罰則 項第二号の二) 第一項から第四項まで及び第六項については第百十九条第

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略) 第四十四条 2 \ \ 4 第二十八条 2 • 第二十六条の二 第 二十六条 (停車及び駐車を禁止する場所) (進路の変更の禁止) (追越しの方法) (車間距離の保持) 及び第三項については第百十九条第一項第二号の二 十七条の二の二第十 二十条第一項第三号、 の二第十一号ニ、 第百十九条第一項第一号の四、 第百十九条第 (罰則 (罰則 (罰則 (罰則 (略) (略) 車両は、 第 第二項については第百十七条の二第六号、 第百十七条の二第六号、 第百十七条の二第六号、 (略) (略) 項及び第四項については第百十七条の二第六号、 一項第一号の三) (略) 第百二十条第一項第二号 道路標識等により停車及び駐車が禁止されている 号ホ、 同条第二項 第百十九条第 第百二十条第一項第二号) 第百十七条の二の二第十一号ハ 第百十七条の二の二第十一号ロ、 項第二号の二 第三項については第百 第百十七条の二 第二項 第百 第四十四条 第二十八条 2 • 3 第二十六条の二 第 2 \ 4 一十六条 (停車及び駐車を禁止する場所) (追越しの方法) (進路の変更の禁止) (車間距離の保持) ては第百二十条第一項第三号、 (罰則 (罰 則 (罰則 (罰則 (略) (略) 車両は、 第二項については第百二十条第一項第二号 第百十九条第一 第百十九条第 第百十九条第一項第一号の三) (略) (略) (略) 道路標識等により停車及び駐車が禁止されている 一項第二号の二) 項第一号の四、 同条第二項 第百二十条第一項第二号) 第三項につい

る場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。 定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止す道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規

近、勾配の急な坂又はトンネル 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付

三~六 (略) 一 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

時間を調整するため駐車するとき。

所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行の人が、その属する運行系統に係る停留

するとき 乗客の乗降のため停車するとき、 項において「自家用有償旅客運送自動車」という。 八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車 線定期運行の用に供するものを除く。 用に供する自動車にあつては同法第五条第 に供する自動車 中の停留 道路運送法第三条第一号に規定する一 般 所又はトロリー 旅客自動車運送事業用自動車」という。) (当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて (同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の バス若しくは路面電車 又は運行時間を調整するため駐車 第四十九条の三第 般旅客自動車運送事業の用 一項第三号に規定する路 の停留場において 又は同法第七十 が、 項にお 乗合自動 同

において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整する車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場る場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止す道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規

近、勾配の急な坂又はトンネル交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付

ため駐車するときは、この限りでない。

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三~六(略

(新設)

公示したものをする場合に限る。)。

公示したものをする場合に限る。)。

也対して内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がで定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客を高者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会がある。

項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)(罰則)第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四 定にかかわらず、 車又は駐車をすることができることとされているときは、 を禁止する道路の部分の全部又は一部について、 停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一 運転者等標章自動車」という。)は、 は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齢 者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又 する公安委員会に届出をしたものに限る。)であつて、 高 項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車 .齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄 十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者 停車し、 又は駐車することができる 第四十四条第一項の規定による 一項の規定による駐車 道路標識等により停 (以下この項及び次 当該高齢運転 これらの規 (当該

一~三 (略)

2~5 (略)

(罰則

(略)

三第一項第一号、同条第二項)(罰則(第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例

第四十五条の二 駐車をすることができることとされているときは、 運転者等標章自動車」という。)は、 者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又 項において かわらず、 する道路の部分の全部又は一部について、 び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止 は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下 する公安委員会に届出をしたものに限る。)であつて、 高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の 停車し、 「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車 次の各号のいずれかに該当する者 又は駐車することができる 第四十四条の規定による停車及 道路標識等により停車又は (以下この項及び次 これらの規定にか 当該高齢運転 住所地を管轄 「高齢 (当該

一~三 (略)

2~5 (略)

(罰則 (略))

(停車又は駐車を禁止する場所の特例

第四 より停車又は駐車をすることができることとされているときは、 一十六条 項又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路 の規定にかかわらず、 部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、 前条第一 項に規定するもののほか、 停車し、 又は駐車することができる。 車両は、 道路標識等に 第四十四条第 これ

诗 間 制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 Ŧī. 条から第四十八条までの規定にかかわらず、 送自動車の駐車を除く。 又は当該 一項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリー までに定めるところによる。 般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運 時間制限駐車区間における車両の駐車 次条において同じ。 この条から第四十九条の については、 (第四十四条第 第四十四 ・バス

2 4 略

(罰則 略)

(時間制限駐車区間における停車の特例)

第四 項の規定にかかわらず、 両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限 車区間 十九条の六 の第四・ 車両は、 十四条第 停車することができる。 第四十九条の三第三項の道路標識等により車 項各号に掲げる道路の部分においては、 同

(停車又は駐車を禁止する場所の特例

第四十六条 定にかかわらず、 車又は駐車をすることができることとされているときは、 又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、 は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分 前条第一 停車し、 項に規定するもののほか、 又は駐車することができる 車両は、 道路標識等により停 第四十四 これらの規 [条] 又

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 九条の五までに定めるところによる。 四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、 はトロリー 11 はトロリー て運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動 バスの駐車を除く。 バスが、 時間制限駐車区間における車両の駐車 その属する運行系統に係る停留所又は停留場にお 次条において同じ。 この条から第四十 については、 (乗合自動 車又 車

2 $\frac{7}{4}$ (略

(罰則 (略))

(時間制限駐車区間における停車の特例)

第四十九条の六 定にかかわらず、 駐 両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間 車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、 車両は、 停車することができる。 第四十九条の三第三項の道路標識等により車 同条の規 制 限

第

又

(違法停車に対する措置)

第五 5 車 られるときは、 若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認め 十一条の四において同じ。) の方法を変更し、 移動すべきことを命ずることができる。 十条の二 車両 警察官等は、 (トロリーバスを除く。 又は当該車両を当該停車が禁止されている場所 当該車両の運転者に対し、 が第四十四条第 以下この条、 項、 第四十七条第 当該車両の停 次条及び第五 項 カ

(罰則 (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 う。 当該 らず、 該時間制 るとき おいて駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケッ の規定に違反して駐車していると認められるとき、 第二項若しくは第三項、 と総称する。 項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間に 管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」とい 発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されてお 第四十七条第一 駐 に対し、 かつ、 車 (第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合 が 限 駐 禁止されている場 車両が第四十四条第一項、 第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められ 当該車両の駐車の方法を変更し、 区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきこ は、 一項若しくは第三項、 警察官等は、 第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段 所から移動すべきこと又は当該車両を当 当該車両の運転者その他当該車両 第四十五条第一項若しくは第二 第四十八条、 若しくは当該車両を 又は第四十九条第 第四十九条の三

(違法停車に対する措置)

び第五十一条の四において同じ。 五十条の二 5 車の方法を変更し、 られるときは、 若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認め 移動すべきことを命ずることができる 車両 警察官等は、 (トロリーバスを除く。以下第五十一条の二まで及 又は当該車両を当該停車が禁止されている場 当該車両の運転者に対し、 が第四十四条、 第四十七条第一項 当該車 声 . の停 所

(罰則 (略))

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 かつ、 れる場合」と総称する。 車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動 該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該 等」という。 当該車両の管理について責任がある者 設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、 駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット パーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間にお に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項 若しくは第三項、 四十七条第二項若しくは第三項、 (次条第 第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき 一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認めら 車両が第四十四条、)に対し、 第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の 当該車両の駐車の方法を変更し、 は、 警察官等は、 第四十五条第一項若しくは第二項 第四十八条、 (以下この条において 当該車両の運転者その他 第四十九条の三第 若しくは当 「運転者 いて 規定 発 二項 第

とを命ずることができる。

2 14 (略)

16 ~ 21 (略)

22

ら第十一項までの規定による」と、 あ 七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と るおそれがあるとき、 項の規定による告知の日又は」 おいて読み替えて準用する第七項及び前二項」と、 有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる ができない」とあるのは は 条において「所有者等」という。)」と、 所有者、 定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物につ のるのは 第六項、 第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両 て準用する。 「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、 「費用」とあるのは 第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項に 占有者その他当該積載物について権原を有する者(以下この 「第二十 第七項及び第九項から第二十項までの規定は、 この場合において、 一項において準用する第六項、 又は第二十二項において読み替えて準用する第 「費用若しくは手数」と、 「知ることができず、 とあるのは 第七項中 「運転者等又は使用者若しくは所 第九項中 「腐敗し、 「使用者」とあるのは かつ、当該積載物の所 第十五項中「第二項 第七項又は第九項 第十二項中 「前項」とあるの 若しくは変質す この移動、 第六項 「知ること 「第八 の規 لح か \neg 22

すべきことを命ずることができる。

2 14 (略)

15 7 者等又は使用者若しくは所有者 動 第二項、 「使用者等」という。)の負担とする 車両の保管、 第三項 公示その他の措置に要した費用は、 文は第五項から第十一項までの規定による車 (以下第五十 一条の二 <u>ー</u> 当該車両 一まで 0 声 お 運 0) 転

16 21 (略)

あるのは は ら第十一項までの規定による」と、 七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と るおそれがあるとき、 項の規定による告知の日又は」とあるのは おいて読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中 」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項に 有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認めら ができない」とあるのは「知ることができず、 条において「所有者等」という。)」と、第九項中 所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者 い 定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物 第六項、 第三項又は第五項から第十一項までの規定による車 て準用する。 「第二十二項において読み替えて準用する第七項」 「費用」とあるのは 第 第七項及び第九項から第二十項までの規定は、 <u>十</u> この場合において、第七項中 一項において準用する第六項 又は第二十二項において読み替えて準用する第 「費用若しくは手数」と、 「運転者等又は使用者若しくは所 「腐敗し、 「使用者」とあるの かつ、 第十五項中 第七項又は第九 「前項」とあるの と、 当該積載物 声 若しくは変質す の移動、 第六項 (以下この 「知ること 「第二項 「第八 れる 項 0 は に 0) لح 0 規

物の所有者に対する」と読み替えるものとする。
第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載は「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「成了所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「の条及び次条において「使用者等」という。)」とある

(削る)

(罰則

(略)

(罰則 (略))

第五十一 め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。 行為」 めるところにより、 することができる。 防止を図ることが適当なものを、 項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為 の運転者の行為 という。 条の二 公安委員会は、 (以下この条及び第五十一条の四において「違法駐 が常態として行われている道路の区間であつて 当該指定に係る道路の区間に、 この場合において、 違法駐車と認められる場合に係る車両 車輪止め装置取付け区間として指定 公安委員会は、 当該区間が車輪止 内閣府令で定 \mathcal{O} 次 車

付けることができる。 区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り 区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるとき 図して車輪止め装置取付け

二 第七項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両で

ものに限る。)
除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているあつて、取り除いた時から四時間を経過していないもの(当該取り

- を取り除かなければならない。 を取り除かなければならない。 使用者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものか を取り除かなければならない。
- 前項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両へ
- 9 警察署長は、第二項の規定により取り付けた車輪止め装置を取り除定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除る一定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除るーではよりを<

(報告徴収等)

第五十一条の二 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認 第五十一条の二 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認 第五十一条の二 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認 第

官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる2 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

なければならない。
くときは、第五項の規定により当該車両に取り付けた標章を取り除か

いてはならない。
しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若個人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を

| 第五項の標章の様式その他同項の標章に関し必要な事項は、内閣府

(罰則 第十項については第百十七条の五第二号、第百二十一条第令で定める。

一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者工は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した車両の使用

できる。
きは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることがきは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることが2 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めると

(放置違反金)

| 第五十一条の四 | 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両 場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放 車と認めら により、 以下「放置車両」という。)の確認をさせ、内閣府令で定めるところ 転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの 」という。)に限る。以下この条において同じ。)であつて、その運 量をいう。 における車両 十六項において同じ。)をした者について第四項ただし書に規定する 見やすい箇所に取り付けさせることができる。 かつ、 当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為 れる場合に係る車両の運転者の行為をいう。 が七百五十キログラムを超えるもの 車両総重量 (軽車両にあつては、 (道路運送車両法第四十条第三号の車両総重 牽引されるための構造及び装置を 以下 第四項及び第 「重被牽引車 (違法駐

2 18 (略)

(罰則 (略)

(車両等の灯火)

2 (略)

第五十二条

略

第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十(罰則)第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項

第百二十条第一項第八号、

同条第二項

(警音器の使用等)

第五十四条 (略)

有し、 」という。)に限る。以下この条において同じ。)であつて、その運 における車両 が の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられること について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文 により、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者 以下「放置車両」という。)の確認をさせ、 転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの 量をいう。) ある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせる かつ、 が七百五十キログラムを超えるもの 車両総重量 (軽車両にあつては、 (道路運送車両法第四十条第三号の車両 牽引されるための構造及び装置 内閣府令で定めるところ 以下 「重被牽引車 総重

2 18 (略)

ことができる

(罰則 (略))

第五十二条 (略) (車両等の灯火)

2

(略)

第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項)(罰則(第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項

(警音器の使用等)

第五十四条 (略)

2

(略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、

第二項については第百十七条の二第六号 第百十七条の二の二第十

号卜、第百二十一条第一項第六号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 ては、 情によりやむを得ない場合を除き、 する自転車で、 「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路におい 自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合 他の車両を牽引していないもの 自転車道を通行しなければならな (以下この節において

(罰則 略) V :

(安全運転の義務)

第七十条 (略

(罰則 第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第十 一号チ、

第百十九条第 一項第九号、 同条第二項

(運転者の遵守事項

第七十一条 車両等の運転者は、 次に掲げる事項を守らなければならな

一〜五の三 略

五. の四 自 動車を運転する場合において、 第七十一条の五第一項から

> 2 (略)

同条第二項

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、

同条第二項

第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 する二輪又は三輪の自転車で、 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合 他の車両を牽引していないもの (以 下

いる道路においては、 この節において「普通自転車」という。)は、 自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の 自転車道が設けられて

なければならない。

状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、

自転車道を通行し

(罰則 (略))

(安全運転の義務)

第七十条 (略

(罰則 第百十九条第 一項第九号、 同条第二項

第七十一条 (運転者の遵守事項 車両等の運転者は、

次に掲げる事項を守らなければならな

一〜五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、 第七十一条の五第二項から

自動 更した後の進路と同 できないこととなるときは進路を変更しないこと 当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことが 側方に幅寄せをし、 止のためやむを得ない場合を除き、 いう。以下この号において同じ。 項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車 条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第1 八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一 る者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示 第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定す 車 (第七十 条の五第 又は当該自動車が進路を変更した場合にその変 の進路を後方から進行してくる表示自動車が 項)を運転しているときは、 第七十 進行している当該表示自動車の 条の六第 一項若しくは第三 項若しくは第 危険防 を

五の五・六 (略)

(罰則 (略))

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2 許 動車免許又は普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免 当該免許の効力が停止されていた期間を除く。) 者で、当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていた期間 通自 ないもの 第八十四条第一 (第八十五条第 動 車 免許を受けていたことがある者、 (当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許又は 一項の準中 一項の規定により一の種類の運転免許について同条 型自 動車 免許又は 現に受けている準中型自 普通自動車免許を受け が通算して一 年に達 た

> ときは、 自動車 離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。 けた普通自動車又は第七十 二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識 第四項まで若しくは第七十一条の六第一 る表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距 た場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してく 該表示自動車の側方に幅寄せをし、 準中型自動車をいう。 る者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示 (第七十一 危険防止のためやむを得ない場合を除き、 条の五第二項から第四項まで、 以下この号において同じ。 条の六第 又は当該自動車が進路を変更し 項から第三項までに規定す 項に規定する標識を付けた 第七十一 を運転している 進行している当 条の六第 を付

五の五・六(略)

(罰則 (略))

、初心運転者標識等の表示義務

第七十一条の五 (略)

2

従い 免許を受けていた期間 項の規定により一 動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許 に普通自動車免許を受けていたことがある者、 第八十四条第一 運転することができる自動車等 が通算して一年に達しないもの 二項の普通自 の種類の運転免許について同条第 (当該免許の効力が停止されていた期間を除く 動車免許を受けた者で、 (当該免許を受けた日前六月以内 以下 「免許自動車等」という。 現に受けている普通 (第八十五条第二 当該普通自 項の表の区分に 動

前 \Diamond 第一号及び第三号において同じ。 第八十四条第一 自動車等」という。 を運転してはならない。 :面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車 るものを除く。 項の 表の区分に従い運転することができる自動車等 |項の仮運転免許を除く。) をいう。 は、 を運転することができる他の種類の運転免許 内閣府令で定めるところにより普通自動車の)を受けた者その他の者で政令で定 第百条の一 (以下 第一項 「免許

3 • 4 (略)

(罰則 (略)

第七十二条の二(略)

(略

3 2

する。 告知の日又は」とあるのは 用する第七項及び前日 前項まで」とあるのは この条及び次条において「所有者等」という。)」と、同条第九項中 ることが困難であると認められる」と、 する第七項」と、 「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用 「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者(以下 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五 二の規定は、 この場合において、 かつ、 当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還す 1において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用 「知ることができない」とあるのは 項」 「第七十二条の二第三項において読み替えて準 と 「腐敗し、若しくは変質するおそれがある 同条第十二項中 同条第十一項中「第七項から 「第八項の規定による 「知ることが + 条 で

い。

「ので定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならなおいて同じ。)を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。)おいて同じ。)を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。)おいて同じ。)を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。)が、

3·4 (略)

(罰則 (略))

第七十二条の二(略)

2

略

3 ے کر のは のは 第八項の規定による告知の日又は」とあるのは おいて読み替えて準用する第七項及び前 該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、 いて読み替えて準用する第七項」と、 以下この条及び第五十一条の二の二において 準用する。 の二の二の規定は、 項中 第五十一条第七項及び第九項から第二十一 「所有者、 「知ることができず、 同条第九項中 「第七項から前項まで」とあるのは この場合において、 占有者その他当該損壊物等について権原を有する者 前二項の規定による措置に係る損壊物等につい 「前項」とあるのは かつ、 第五十一条第七項中 当該損壊物等の所有者以外の者に当 「知ることができない」とある 「第七十二条の二第三項にお 一項」と、 「第七十二条の二第三項に 項まで並びに第五十 「所有者等」という。 「腐敗し、 同条第十二項中 「使用者」とある 若しくは変 同条第十

段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとす 載物につい 条第六項の規定により保管した積載物の所有者、 両 み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する 第八項の規定による」とあるのは 転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、 者等」という。 者等又は使用者若しくは所有者 の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、 「費用」とあるのは と、第五十一条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車 .の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同 又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項 て権原を有する者」とあるのは)」とあるのは 「費用若しくは手数」と、 「所有者等」と、 (以下この条及び次条において 「第七十二条の二第三項において読 「第七十二条の二第二項後 同条第十五項中 占有者その他当該積 同条第十六項中 同条第二十項中 「使用 運転 運

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 一~六 は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない 転者に対し、 お 者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。 第七十五条の二の二 いて 「使用者等」 略 自 次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、 動車 (重被牽引車を含む。 という。 一第二項において同じ。 は、 その者の業務に関し、 以下この条、 の使用者 次条第一 (安全運転管理 自動車の運 次項に 項 反び 又

七

自

動

事を離れ

れて直ちに運転することができない状態にする行為

七

自動

「車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為

るのは 質するおそれがあるとき、 所有者等」と読み替えるものとする。 物の所有者、 条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積 条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同 該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二の二第一項中 十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当 者等」と、 等」と、 の二の二までにおいて「使用者等」という。)」とあるのは 条第十五項中 の日若しくは」と、 えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告 「第七十二条の一 同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは 同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは 占有者その他当該積載物につい 「運転者等又は使用者若しくは所有者 「費用」とあるのは 第一 又は第七十二条の二第三項において読 一項後段の規定により保管した損壊物等の 「費用若しくは手数」 て権原を有する者」とあ (以下第五十 「所有者 「第七 「所有 み替 同 同

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 一 六 は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。 転者に対し、 お 者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。 第七十五条の二の二 いて 「使用者等」という。)は、 自動車 略 次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、 (重被牽引車を含む。 一第二項において同じ。 その者の業務に関し、 以下この条、 の使用者 次条第 (安全運転管 自動車 次項に 項 一の運 及び 又

らの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれ十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項くは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若し

2 11 (略)

(罰則 (略)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ、

第百二十条第一項第十二号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八

略

2 るのは \otimes に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは ている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所」 用する。この場合において、 定に違反して停車し、 る場所に当該車両を移動することができないとき」 る場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上 第五十条の二から第五十一条の二までの規定は、 「駐車場 「政令で定める場所」 空地、 第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他 又は駐車していると認められる場合につい Ł, 第五十一条第三項中 同条第四項中 「当該車両が駐車して 「当該車両が駐車し 自動車が前項の規 「前項の政令で定 と、 同条第五項 とあ · て準 2

定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定工項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第

2~11 (略)

(罰則 (略)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十二号

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八

(略)

項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」 域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは 両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲 の場所」とあるのは 車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上 合について準用する。この場合において、 車 同 第五十条の二、 が前項の規定に違反して停車し、 条第五項中 「駐車場、 第五十一条及び第五十一条の二の二の規定は、 「政令で定める場所」と、 空地、 第三項に規定する場所以外の道路上 又は駐車していると認められる場 第五十一条第三項中 同条第四項中 当 の地 該車 自 前

るものとする の場所」とあるのは 「第三項に規定する場所以外の場所」 と読み替え

3 略

の二第十 (罰則 項第四号 第 号ヌ、 項については第百十七条の二第六号、 第二項については第百十九条第一項第三号 第百十九条の二第一 項第二号、 第百十九条の三第 第百十七条の二

(仮免許)

第八十七条 (略

2

その指導の下に、 歳に満たない者を除く。 許を受けていた期間 を受けている者 席の横の乗車装置に、 けた者は、 験等において運転することができる。この場合において、 自動車を、 又は普通自 は が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第 普通自動車を、 大型仮免許を受けた者は大型自動車、 |免許を受けている者 普 1動車を、 練習のため自動車を運転しようとするときは、 通仮免許を受けた者は普通自動車を、 (免許の効力が停止されている者を除く。) で当該免 中型仮免許を受けた者は中型自動車、 当該自動車を運転しなければならない。 準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通 (当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 当該自動車を運転することができる第一種免許)その他政令で定める者を同乗させ、 (免許の効力が停止されている者及び二十 中型自動車、 練習のため又は試 準中型自動車 準中型自動 仮免許を受 その運転者 かつ、 車 文 2

3 6 略

(罰則 (略)

> の場所その他の場所」とあるのは と読み替えるものとする 「第三項に規定する場所以外の場

所

3 (略)

条の三第一項第四号 (罰則 第 項については第百十九条の二第 第二項については第百十九条第一項第三号) 項第一 号、 第百十九

(仮免許

第八十七条 略

席の横の乗車装置に、 けた者は、 車 その他政令で定める者を同乗させ、 二種免許を受けている者 許を受けていた期間 を受けている者 験等において運転することができる。この場合において、 自動車を、 又は普通自動車を、 は普通自動車を、 が通算して三年以上のもの、 を運転しなければならない 大型仮免許を受けた者は大型自動車、 普通仮免許を受けた者は普通自動車を、 練習のため自動車を運転しようとするときは、 (免許の効力が停止されている者を除く。) で当該免 中型仮免許を受けた者は中型自動車、 準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普 (当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 当該自動車を運転することができる第一種免許 (免許の効力が停止されている者を除く。 当該自動車を運転することができる第 かつ、 中型自動車、 その指導の下に、 練習のため又は試 準中型自動 準中型自 その運転者 仮免許を受 当該自動 車 動 通 車 又

3 6 略

(罰則 (略))

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当)第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当)第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当)第二種免許、又は六月を超えない範囲内においては三月を経過してい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて、第一種免許とができる。

一~六 (略)

条第六項の規定による通知を受けた者という。というでは、実は同せの規定による命令を受け、又は同

ことができる。 に該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えない2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれか

一・二 (略)

の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号

四・五 (略)

3 14 (略

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当等九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当とができる。)

一~六 (略)

条第六項の規定による通知を受けた者というの規定による命令を受け、又は同七の第三二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同

に該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えない2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれか

一・二 (略)

ことができる。

為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。) 三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行

四・五 (略)

3 14 (略)

(新設)

2

窓変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことがで 該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことがで において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当 の規定による条件の変更の申請があつた場合

及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号)

(免許証の記載事項)

第九十三条 (略)

許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。
を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免で、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者につい

3 (略)

3

(略)

(受験資格

(受験資格)

(免許証の記載事項)

第九十三条

(略)

を記載しなければならない。 ている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項で、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付され 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者につい

第九十六条 (略)

期間 け 年 受けている者に該当し、 ればならない。 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除 (政令で定める教習を修了した者にあつては、) は、 (当該免許の効力が停止されていた期間を除 中型免許、 準中型免許、 かつ、これらの免許のいずれかを受けていた 普通免許又は大型特殊免許を現に ₹. 年 以上の者でな が通算して三

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除る教習を修了した者にあつては、一年)以上の者でなければならを許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年(政令で免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年(政令で定める者を除っている。 中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除ない。

4 (略)

なければ、受けることができない。 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者で

三年 期間 けている者に該当し、 政令で定める者を除く。 又は第 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、 (政令で定める経験を有するものにあつては 当 中型免許、 二項 (政令で定める教習を修 該免許の効力が停止されていた期間を除く。 の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他 準中型免許、 かつ、これらの免許のいずれかを受けていた にあつては、 普通免許又は大型特殊免許を現に受 了した者 十九歳) (第百四条の 以上の者で、 年、 が通算して 一の四第 政令で定め 大型 _ 項

第九十六条 (略)

2

年以上の者でなければならない。 期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていたで、)は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除

でなければならない。
・中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除いが行ればならない。
・中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けているの。中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除

3

4 (略)

なければ、受けることができない。 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者で

間を除く。)が通算して三年 \mathcal{O} は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、 十一歳以上の者で、 以上のもの いずれかを受けていた期間 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、 大型免許、 (政令で定めるものにあつては、 (当該免許の効力が停止されてい 中型免許、 準中型免許、 かつ、これらの免許 普通免許又 二年 · た期

る教習を修了したものにあつては一年)以上のもの

除く。 準中型免許、 習を修了したものにあつては いる者に該当し、 により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を める教習を修了した者 (政令で定める経験を有するものにあつては二年) (当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 牽引第二種免許の運転免許試験については、 にあつては、 普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けて かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間 十九歳) (第百四条の二の四第 年 以上の者で、大型免許、 以上のもの 二十一歳 項又は第 が通算して三年 政令で定める教 中型免許 (政令で定 一項の規定

三 (略)

6

(略)

(運転免許試験の免除)

れ当該各号に定める運転免許試験を免除する。第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞ

·二 (略)

第して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)の 令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定 とができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政 で、その者の免許が第百五条第一項の規定

三 (略)

6 (略)

運転免許試験の免除

れ当該各号に定める運転免許試験を免除する。 第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞ

一・二 (略)

三 算して一月)を経過しないもの 起算して三年を経過しない場合に限り、 受けることができなかつた者にあつては、 令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を により効力を失つた日から起算して六月 令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定 第百一条第一 項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者 (第百八条の二第 当該事情がやんだ日から起 (海外旅行、 当該効力を失つた日 項第十一号及び 災害その から 他政

いてのものを除く。 いた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項につ 教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は その者が受けて

除く。 の二第 いう。) 動車 という。 安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条 びに第百 車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそ 道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動 を受けた同項の の三十二の三第 前 れがある者として政令で定める基準に該当するものに限り 定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び る者であつて大型自動車、 る年齢が七十五歳以上の者(普通自動車対応免許を受けようとす 号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。 (同項に規定する診断書にあつては、 に関する検査 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ 年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書 (以下この条及び第百一 項に規定する認知機能 の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規 条の四第二項において同じ。 を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を 認知機能検査等、 運転免許取得者等検査 一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定 (以 下 「認知機能検査」 中型自動車、 条の四において 公安委員会が内閣府令で定めるとこ (以下単に その者が第百三条第 以下 という。)を提出した者その他公 準中型自動車又は普通 「認知機能」という。 「普通自動車等」と 認知機能検査等」 又は第百八条 口及びハ並 項 第 同 自 日

> ろにより受けたもの 分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるとこ 第十二号において「特定失効者」という。)のうち、 (前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。) る年齢が七十五歳以上の者 以下単に ろにより行う介護保険法第五条の二第 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ 「認知機 能 その者が受けていた免許に係る運転免許試験 という。 公安委員会が内閣府令で定めるとこ に関する検査 一項に規定する認知機能 以下 次に掲げる区 認知機能

百八条の二第一項第十二号に掲げる講習 検査」という。)及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第

規則で 検査 するものに限る。 運 同じ。)又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の 掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会 項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習(同号に げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等 検査」という。 ろにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検 転免許取得者等教育の課程 (同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において (以 下 定める基準に適合するものに限る。 「運転技能検査等」という。)及び第百八条の二第一 ロからニまでにおいて同じ。 又は第百八条の三十二の三第 (同項第三号ロに掲げる基準に適合 ロから二までにおいて 項第三 「運転技能 一号口に掲

口 第八十九条第一 項の規定により免許申請書を提出した日におけ

る年齢が七十五歳以上の者

(普通自動車対応免許を受けようとす

年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提 る者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前

出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内

閣府令で定める者を除く。 第 項第十二号に掲げる講習、 認知機能検査等及び第百八条の二 同条第二項の規定による講習又は

第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得

第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ

(新設)

者等教育の課程

る年 以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出 る者であつてイの政令で定める基準に該当し -齢が七十五歳以上の者 (普通自動車対応免許を受けようとす かつ、 同日前

(新設)

三号イに掲げる基準に適合するものに限る。

四 (略) 四 (略)

二第一項第十二号に掲げる講習 る年齢が七十歳以上の者(イに掲げる者を除く。) 第百八条の口 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ

第二項の規定による講習掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条の一段の口に掲げる者以外の者の三第一項第十一号に

四 (略)

五.

の者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、そ第二号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた項第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項

についてのものを除く。)
はでいた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イから小までに以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イから小までに以下

とが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当すを受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転するこ2 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等

める運転免許試験を免除しないことができる。
るものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定とが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当す

3 第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の 2 第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする名許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除するとことができる。

することができる。 転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除 基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運 基準に及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める

(技能検定員)

第九十九条の二(略)

2 •

略

試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)ところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許れぞれ同号イからハまでに定める検査及び講習を内閣府令で定める者」という。)のうち、第三号イからハまでに掲げる区分に応じそ第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定取消処分

(新設)

とができる。

に支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除するこに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することの免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところの免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところに関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運

ができる。とが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することい、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転するこい、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転するこ

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2 · 3 (略)

員資格者証を交付する。 4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

へ 第百十七条の二の二第十二号の罪を経過していない者 にとがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 与動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為 規定する罪 (第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し規定する罪 (第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し規定する罪 (第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら ことがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5 6

略

(更新を受けようとする者の義務)

のては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百人条を管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講家でにおいて同じ。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講家の一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を

員資格者証を交付する。 4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

一 (略)

一 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為ら起算して三年を経過していない者の、又は執行を受けることがなくなつた日か第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら

ことがなくなつた日から起算して三年を経過していない者禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける規定する罪(第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。)を犯し等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為

ホ (略)

5 · 6 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 二第 は、 受けなければならない。 において同じ。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一 管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、 当該申請をする日。 一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあ 免許証の更新を受けようとする者は、 次条第一項及び第二項並びに第百八条の二第 ただし、 更新期間が満了する日(第百一条の その者の住所 その者の 項及び第二項 住 って 所地 地

がないものとして政令で定める者は、この限りでない。
げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要の二第一項第十二号において同じ。)前六月以内に同項第十二号に掲

2 (略

(七十歳以上の者の特例)

第百一条の四

(略)

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新別でいなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車するものに限る。)は、更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車するものに限る。)は、更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車するものに限る。)は、更新期間が満了する日前における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車するものに限る。)は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の対応免許を現に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更するものに限る。)は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の対応発達を表して政令で定める基準に該当地の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当地の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当地の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当が応見が表して政令で定める基準に該当が流行する日前六月以内にその者の対応発達を表して政令で定める基準に該当地の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当地の危険を生じるというによりに対している。

住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定

ものとして政令で定める者は、この限りでない。習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がない一項第十二号において同じ。)前六月以内に同項第十二号に掲げる講

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第百一条の四 (略)

2

基づいて行うものとする。 安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に た認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公 た認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公 た認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公 を委員会が行つ

(新設)

等を受けていなければならない。を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査

百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証のとを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該

を記載した書面を送付するものとする。 5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項更新をしないことができる。

3

(略)

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が 一 のて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。) 前号に 定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が 満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受け ていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができ る日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施 を図るため必要な事項

□ 欠許を現に受けている者で更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けてつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。) 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日における年齢が一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が一 のなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができるとかできるといなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができるといなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができるといる事項ができるといるようでは、

(新設)

を記載した書面を送付するものとする。公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事

項

(略)

る事務の円滑な実施を図るため必要な事項 査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係より認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検よりとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定に出土五歳以上のもの 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けを許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が

(新設)

時及び 場 所その 他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施

図るため必要な事項

臨 時認知機能検査等

第百一条の七 る場合を除き、 他 以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、 で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日 る行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令 の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反す る者に限る。 一項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その .臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定め 公安委員会は、 が、 その者に対し、 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律 七十五歳以上の者(免許を現に受けてい 臨時に認知機能検査を行うものとする 第百一条の四第

2 (略

3 する期間を除いた期間) るやむを得ない理由のある者にあつては、 6 起算した期間 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日 (認知機能検査等を受けないことについて政令で定め が通算して一月を超えることとなるまでに、 当該期間から当該事情の存 カ

4 0) 近近に 公安委員会は、 配知機能: .知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるもの おいて受けた認知機能検査等の結果その他の事情を勘案して 検査等の結果、 前項の規定により認知機能検査等を受けた者が、 その者が当該認知機能検査等を受けた日前

当

認知機能検査等を受けなければならない。

(臨時認知機能検査等)

第百一条の七 場合を除き、 臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める 二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その 以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、 で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前 る行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令 の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反 る者に限る。 その者に対し、 公安委員会は、 が、 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律 七十五歳以上の者(免許を現に受けてい 臨時に認知機能検査を行うものとする。 第百一 条の 四第 0 他

2 略

3 知機能検査を受けなければならない。 る期間を除いた期間) やむを得ない理由のある者にあつては、 ら起算した期間 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日 (認知機能検査を受けないことについて政令で定める が通算して一月を超えることとなるまでに、 当該期間から当該事情の存す 認

4 能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内 に 認知機能検査の結果、 公安委員会は、 おいて受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、 前項の規定により認知機能検査を受けた者が、 その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近 当 該

八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。として内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、第百

· 6 (略

5

(臨時適性検査等)

第百二条 提出すべき旨を命ずるものとする。 が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を どうかにつき、 きを除き、 査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたと 九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検 当するもの 知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該 定により 認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認 公安委員会は、 その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるか (以下この条において「基準該当者」という。) が第八十 臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会 第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規

ものに限る。)を提出したとき。 によるものにあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したけ、又はこの項から第四項までの規定により診断書(同項に規定することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受るが、文はこの項がの第四項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定

(削る)

号に掲げる講習を行うものとする。より受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定に

5 · 6 (略)

(臨時適性検査等)

第百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規第百二条 公安委員会は、第九十七条の二に該当する者であるかどうかき、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかき、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかき、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかき、その者が第九十条第一項第一号の二に該当することとなつたときを除する期限までに内閣府令で定める基準に該当する 1 という。)が第八十九条第一項第三条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規第百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規

一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出した一 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第百三条第一項第

認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたと

2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を 2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を 2

することとなつたとき。 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当

二 (略)

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうが基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けすべき旨を命ずるものとする。

転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査のいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運のかずれかに該当することとなったと疑う理由があるときは、当該事のいずれかに該当する者のいずれかに該当する者ののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格し

さき。

三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき

す医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満た ることとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、 に該当するときを除き、その者が第百三条第 け た者が基準該当者に該当したときは、 公安委員会は、 第百一条の四第一 一項の規定により認知機 その者が次の各号のい 一項第一号の二に該当す 又はその者 能 検査 ず を受 n か

当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当す

一 (略)

ることとなつたとき

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定すの者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにる期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべる期限を高さい、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者がき旨を命ずるものとする。

転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査のいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格し

4

を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令を行い、又はその者に対し公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記条第一項と講話では、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令

5 · 6 (略)

場所に出頭して適性検査を受けなければならない。7.前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された

8 (略)

(基準該当若年運転者の受講義務)

第百二条の三 若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受け 九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許 二十一歳に達するまでの間 して受けた第二種免許をいい、 十九歳から第一 た中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により を現に受けて 特例取得免許(第八十八条第 一種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当 いる者であって (特例取得免許を受けていない期間及び) 政令で定めるものを除く。 特例取得免許を最初に受けた日から 一項第一号の規定により十 以下同じ。

十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期

の事情を考慮するものとする。れた質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出さを行うことができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条

5 · 6 (略)

この限りでない。

この限りでない。

でに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日ま規定による適性検査を受けなければならない。ただし、第四項の場では、通知の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された

8 (略)

(新設)

がある者にあつては の法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、 等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこ を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自 当することとなったもの 間を除く。 を受けなければならない。 た期間 定による通知を受けたときは、 に基づく処分に違反する行為をし、 しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定 以 下 が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習 厄 「基準該当若年運転者」という。)が、 (講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない 第 以下 「項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く 「若年運転者期間」という。 当該期間から当該事情の存する期間を除 (第百八条の二第 当該通知を受けた日の翌日から起算し 当該行為が政令で定める基準に該 一項第十四号に掲げる講習 に自動 第百八条の三の三の規 当該行為が第百四条 車 等 7の運 転に関 動車 た期 理 由

(免許の取消し、停止等)

第百三条 の二の規定の適用を受ける者であるときは、 力を停止することができる。ただし、 免許を取り消し、 住所地を管轄する公安委員会は、 者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の 受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、 条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、 免許 (仮免許を除く。 又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効 以下第百六条までにおいて同じ。)を 政令で定める基準に従い、その者の 第五号に該当する者が第百二条 当該処分は、 その者が同 その

(免許の取消し、停止等)

第百三条 定の適用を受ける者であるときは、 受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、 する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、 力を停止することができる。ただし、 免許を取り消し、 住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、 者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者 免許 (仮免許を除く。 又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効 以下第百六条までにおいて同じ。 当該処分は、 第五号に該当する者が前条の規 その者が同条に規定 その者の すること その を

することができない。

一~二 (略)

が判明したとき。 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であること

四~八(略)

とができる。

•二 (略)

の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号

四・五 (略)

4 3

かに該当する場合には、 効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれ を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の た後に限る。)には、 第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であると 公安委員会は、 きは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過し 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、 処分移送通知書を送付した公安委員会は、 その者が第一項各号のいずれかに該当する場合 同項の政令で定める基準に従い、 その者の免許を取り消すことができるものと 第一項又は第二項の規 その者の免許 (同項 当該

ができない。

一~二 (略)

四~八 (略)

とができる。その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すこその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すこは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつたとき免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたとき

·二 (略)

為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)。三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行

四・五 (略)

4 3

移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかの者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限の者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合(同項公安委員会は、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消する場合には、その者の免許を取り消するとさば、その者の免許を取り消するとができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合(同項公安委員会に送付されたときは、当該

免許の効力を停止することができないものとする。定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は

5~10 (略)

(免許の効力の仮停止)

(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。 た号から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止 た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こし れかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こし 第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

(略)

して人を死亡させ、又は傷つけたとき。は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起この二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又二 第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七条の二

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

は当該命令を受け診断書を提出することとされている者(免許を受けおいて、当該適性検査を受けるべき者(免許を受けた者に限る。)又定により適性検査を行い、又はこれらの規定による命令をする場合に第百四条の二の三 公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規

力を停止することができないものとする。わらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許

: の 効

5~10 (略)

(免許の効力の仮停止)

(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。た日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こしま百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

一 (略)

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

けた者に限る。) 又は当該命令を受け診断書を提出することとされてる命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者(免許を受定により適性検査を行い、又は同条第一項から第三項までの規定によ第百四条の二の三 公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規

(1 場合において、 内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。 他これに準ずるものとして政令で定めるときは、 二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその 当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、 た者に限る。) 明らかとなったときは、 当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないこと が、 自 動車等の運転により交通事故を起こし、 速やかに当該処分を解除しなければならな 三月を超えない範囲 第 か 一号の この ~ つ、

2 (略)

3

項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、 免許の効力の停止を受けた者にあつては、 知 に応じないと認めるとき) 止 令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停 での規定による命令を受けた者 知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項ま 者 査等を受けないと認めるとき、 に限る。 第百 に係る適性検査を受けないと認めるとき を受けた者にあつては、 (免許を受けた者に限る。) が同条第七項の規定に違反して当該通 (免許を受けた者に限る。 分から 間に適性検査を受けないと認めるとき))が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能 条の七第二項の規定による通知を受けた者 第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通 当該停止の期間が満了するまでの間に命令 又は同条第六項の規定による通知を受けた 同条第五項の規定による通知を受けた が同条第六項の規定に違反して当該通 (免許を受けた者に限る。 当該停止の期間が満了する (第 は、 一項前段の規定による 第百一 (免許を受けた者 条の七第三 が当該命 第百二条 検

> 除しなければならない。 定に該当しないことが明らかとなつたときは、 ことができる。 三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止する 認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは 項第一号、 故を起こし、 11 る者 (免許を受けた者に限る。 第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると かつ、 この場合において、 当該交通事故の状況から判断して、 が、 当該処分を受けた者がこれらの規 自 1動車等の運転により交通 速やかに当該処分を解 第百三条第

2 (略)

3 に限る。 許の効力の停止を受けた者にあつては、 若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、 での間に適性検査を受けないと認めるとき) に係る適性検査を受けないと認めるとき 応じないと認めるとき) を受けた者にあつては、 に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停 の規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限る。 に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項まで 査を受けないと認めるとき、 (免許を受けた者に限る。 (免許を受けた者に限る。 第百 項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の 一条の七第二項の規定による通知を受けた者)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能 当該停止の期間が満了するまでの間に命令に 又は同条第六項の規定による通知を受けた者)が同条第七項の規定に違反して当該 同条第五項の規定による通知を受けた者 が同条第六項の規定に違反して当該 当該停止の期間が満了するま (第 は、 一項前段の規定による免 第百一 (免許を受け 条の七第三項 第百二 が当該命令 た者 通 通 通

得ない理由がある場合は、この限りでない。

・一方のでにいないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該の分別を停止することができる。ただし、当該のののののでは、で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えないのでにある基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えないのでにある基準に従い、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令のでは、対している。

当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。 等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は4 前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査

5

5

は聴聞」 当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、 による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して 講習を受けないと認めるとき、 受けないと認めるとき、 適用を受ける者であるときは、 かに該当する場合 第七項において同じ。) えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、 百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を 免許を取り消し、 この場合において、 で同条の期間を経過した後に限る。 第百三条第三項、 とあるのは 又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超 (同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の 第四項及び第九項の規定は、 「聴聞」と、 同条第三項中 以上停止しようとする場合について準用する 同条第六項の規定に違反して当該通知に係る 第百二条第一項から第四項までの規定 その者が同条に規定する講習を受けな 同条第四項中 「第百四条第一項の意見の聴取又)には、 同項」 第 第三項の規定により とあるのは 項各号のいずれ 第百四条の二の その期間 「第

三第三項」と、

「停止することができるものとし、

その者が第二項各

い理由がある場合は、この限りでない。

い理由がある場合は、この限りでない。

に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得な

に応じないこと又は当該適性検査を受けないことができる。ただし、当

に応じないこと以当該適性検査を受けないことができる。ただし、当

に応じないことなり消し、又は六月を超えない範

とれた期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で

該適性検査を受けたときは、その効力を失う。を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査

4

認めるとき、 ける者であるときは、 第七項において同じ。) と 係る適性検査を受けないと認めるときは、 に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に ないと認めるとき、 七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと の期間を経過した後に限る。)には、 かに該当する場合(同項第五号に該当する者が前条の規定の適用 は聴聞」とあるのは えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、 免許を取り消し、 この場合において、 第百三条第三項、 「停止することができるものとし、 同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受け 又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超 第百二条第一項から第三項までの規定による命令 第四項及び第九項の規定は、 「聴聞」と、 その者が同条に規定する講習を受けないで同条 同条第三項中 以上停止しようとする場合について準用する 同条第四項中 「第百四条第一項の意見の聴 同項」 その者が第二項各号のいずれ 第百四条の一 とあるのは 第一 第三項の規定により 項各号の の三 「第百一条の その いがずれ 期 を受 取 間

五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことがで

6~8 (略

(若年運転者期間に係る取消し)

同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳 百二条の三の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が (自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規 (自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規 第百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第

に達している者にあつては、

中型免許を除く。

)を取り消さなければ

ならない。

2 ては、 準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつ める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する の法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、 等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこ 公安委員会は を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自 第百八条の二第 中型免許を除く。 その者が受けている特例取得免許 項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習 を取り消さなければならない。 当該行為が政令で定 当 「該行為が当該基 動車

て準用する第四項」と読み替えるものとする。第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第五項におい第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又はかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものと

6~8 (略)

(新設)

- 3 公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとす 移送通知書を送付しなければならない。 移送通知書を送付しなければならない。
- 5 4 送通知書を送付した公安委員会は、 律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反す こととなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法 講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過する 習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講 を除く。 に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、 なつたときは、 る行為をし、 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、 その者の特例取得免許を取り消すことができない。)を取り消さなければならない。この場合において、 当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することと その者が受けている特例取得免許 第一項又は第一 (第 一 一項の規定にかか 項又は第二項 第百八条の三 中型免許 処分移
- 第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取り消そうとする場合について準用する。 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取

6

定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。)の規(第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取

規定は、準用しない。定により特例取得免許を取り消す場合においては、第百四条第三項の

て 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消され しなければならない。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第百四条の三 を交付して行うものとする る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面 は、 項 の二第 は第三項、 内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係 第 一項、 「項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止 同条第五項において準用する第百三条第四項又は前条第一 第百三条第一項、 第二項若しくは第四項、 第二項若しくは第四項、 第百四条の二の三第一項若しく 第百四条の二

2~9 (略

(国家公安委員会への報告)

付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免一項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第三項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二 第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は別の一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は

2~9 (略)

(国家公安委員会への報告)

は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第百二条第六百条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しく三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第

三第一 運転 許証 きは 号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、 若しくは道路外致死傷 はこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分 条の四第一 項 四第六項 正を図るため 転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたと を受けたとき、 に違反したとき とき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しく をしたとき、 一条第 認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験 第百三条第一 第六項 第百四条の二の一 経歴 第 の更新をし、 この場合において、 首四 項若しくは第三項、 一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令 .関府令で定める事項を国家公安委員会に報告し 証 二項の規定による処分をし、 (前条第二項において準用する場合を含む。 「 条 の 第九項、 明書を交付し、 警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をした 項、 若しくは第百八条の二第 当 二の四第 (内閣府令で定める場合に限る。 |該報告に係る事項を各公安委員会に通報するもの 第百二条第六項の規定による通知をし、 第一 第二項、 第十項若しくは第十二項、 (内閣府令で定めるものに限る。) をしたとき 項、 国家公安委員会は、 第九十条第一項ただし書、 項、 同条第五項において準用する第百三条第四 第四項、 第二項若しくは第四項、 第 一項若しくは第四項若しくは第百四 若しくは第九十条第八項、 第七項、 項第二号、 第九十七条の三第三項 免許に関する事務の 第八項若しくは第十項 その他自動 第十号、 重大違反唆し等 第一 第百四条の二の の規定により なければなら 第百四 項、 車等の運 第十三 第五項 第百 条の

き

四項、 げる講習を受けたとき、 外致死傷 警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、 第五項において準用する第百三条第四項若しくは第百四条の四第二項 に係る事項を各公安委員会に通報するものとする 事項を国家公安委員会に報告しなければならない。 運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、 査を受けたとき、 基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したと 動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法 ら第三項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき の規定による処分をし、 二項若しくは第四項、 くは第十二項、 十条第一項ただし書、 準用する場合を含む。 項の規定による通知をし、 若しくは第百八条の二第一項第二号、 国家公安委員会は、 (内閣府令で定める場合に限る。 第七項、 (内閣府令で定めるものに限る。) をしたとき、 第九十七条の三第三項 第八項若しくは第十項 第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき 第一 第百四条の二の三第一項若しくは第三 免許に関する事務の適正を図るため その他自動車等の運転者について自動 の規定により運転経歴証明書を交付 若しくは第九十条第八項、 項、 第百四条の四第六項 第五項、 第十号若しくは第十三号に掲 第六項、 第百三条第 重大違反唆し等若しくは 第百四条の二の二 (前条第) 第九項、 内閣府 この場合において 第百二条第一 項、 一項にお 認知機 第一 第十項 第二項、 令で定め 項、 当 又は 該 車 項 報告 道路 第 等 能 項 同 若 第 第 て る

(仮免許の取消し)

第百六条の二(略)

2

た者 てやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 政令で定める基準に従い、 二条第 第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、 受けた者 当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知 項までの規定による命令を受けた者 該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四 者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能 て当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、 検査等を受けないと認めるとき、 通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、 第百一条の七第二 当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについ (仮免許を受けた者に限る。 一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項 当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこ (仮免許を受けた者に限る。) が同条第七項の規定に違反し 一項の規定による通知を受けた者 その者の仮免許を取り消すことができる。)が同条第六項の規定に違反して当 同条第五項の規定による通知を受け (仮免許を受けた者に限る。 (仮免許を受けた 第百一条の七 第百 が を 2

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合にお四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の

(仮免許の取消し)

第百六条の二 (略)

けた者 だし、 令で定める基準に従い、 条第一 当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、 者 むを得ない理由がある場合は、 当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてや 通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、 三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、 該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知 までの規定による命令を受けた者(仮免許を受けた者に限る。 通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項 検査を受けないと認めるとき、 者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能 第百 (仮免許を受けた者に限る。 一当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、 項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項 (仮免許を受けた者に限る。 一条の七第二項の規定による通知を受けた者 その者の仮免許を取り消すことができる。 この限りでない。)が同条第六項の規定に違反して当該 同条第五項の規定による通知を受けた)が同条第七項の規定に違反して (仮免許を受け 第百一条の七 第百二 が当 を受 た 政

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四

該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。いて、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当

3·4 (略

(罰則 (略)

(自動車等の運転禁止等)

第百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することができる。

一·二 (略)

の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。二 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号

2

四 (略)

3 \ 8

(略)

場合(同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受けるこの場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。9 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第

者であるときは、

その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期

る。公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとす

3 · 4 (略)

(罰則 (略))

(自動車等の運転禁止等)

第百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行

為をしたとき

(前

一号のいずれかに該当する場合を除く。

四 (略)

3~8 (略)

ときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過場合(同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるこの場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。9 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第

定めて、 百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、 める基準に従い、 を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)は、 者が第百七条の四の二において準用する第百 きる」とあるのは、 号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことがで 間を経過した後に限る。)には、 を禁止することができる」と読み替えるものとする。 て準用する第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、 ものであるとき 政令で定める基準に従い、 て免許の効力を停止することができるものとし、 者の免許を取り消し、 その者に対し、 (同項第二号に該当する者が第百七条の四の二におい 五年を超えない範囲内で期間を定めて、 「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当する 当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転 又は六月を超えない範囲内において期間を定 三年以上十年を超えない範囲内で期間を 同項の政令で定める基準に従い、 一条の二に規定する講習 その者が第二項各 同項の政令で定 その者が第 その 同項 そ

10 11 (略)

(罰則 (略)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲

 げる講習を行うものとする。

十四 基準該当若年運転者(免許の効力が停止されている者を除く。

)に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

略

(新設)

ずれかに該当するものであるときは、 した後に限る。)には、 と読み替えるものとする。 該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」 えない範囲内で期間を定めて、 経過した後に限る。)は、 の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の る前条の規定の適用を受ける者であるときは、 るとき あるのは、 れかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」と の効力を停止することができるものとし、 許を取り消し、 三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、 (同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用す 「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであ 又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許 同項の政令で定める基準に従い、 同項の政令で定める基準に従い、 その者が第百七条の五第二項各号の 同項の政令で定める基準に従 その者が第一 その者が第百七条の四 その者に対し、 一項各号のいず その 五年を超 が期間を 者 0 当

10 · 11 (略)

(罰則 (略))

(講習)

げる講習を行うものとする。 第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に

略

十四(略)

2 (略)

3

又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第

(削る)

(削る)

(若年運転者講習の手続)

第百八条の三の三 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基

その者が自動車等の運転に関しこの法律若

しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分

準該当若年運転者に対し、

該当することとなつた後速やかに、第百八条の二第一項第十四号に掲に違反する行為をし、当該行為が第百二条の三の政令で定める基準に

げる講習(以下「若年運転者講習」という。)を行う旨を書面で通知

しなければならない。

(講習通知事務の委託)

定による通知の実施に係る事務(次項において「講習通知事務」とい第百八条の三の四 公安委員会は、第百八条の三第一項又は前二条の規

2 (略)

規定する講習の実施を委託することができる。
九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第

一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定に4 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習(第九十七条の二第

を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくより認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)の実施の委託

はその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若し

て知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第四項については第百十七条の四第一号)

(新設)

(講習通知事務の委託)

による通知の実施に係る事務(次項において「講習通知事務」という第百八条の三の三 公安委員会は、第百八条の三第一項又は前条の規定

う。 の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができ

る。

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第一 一号

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の五 るところにより、 通 るものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。 反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあ はこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違 (次条において「自転車運転者講習」という。)を受けるべき旨を命 を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交 の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、 当該期間内に行われる第百八条の二第 その者に対し、 公安委員会は、 三月を超えない範囲内で期間を定め 自転車の運転に関しこの法律若しく 一項第十五号に掲げる講習 内閣府令で定め

(罰則 (略) ずることができる。

自 転車運転者講習の受講命令等の報告)

第百八条の三の六 (略)

(指定講習機関

第百八条の四 各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者(以 公安委員会は、 次の各号に掲げる講習を、 それぞれ当該

> 2 (略)

0

の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる

(罰則 第二項については第百十七条の五第三号

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の四 通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、 ずることができる。 て、 るところにより、)を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交 るものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。 反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあ はこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違 (次条において「自転車運転者講習」という。)を受けるべき旨を命 当該期間内に行われる第百八条の二第 その者に対し、 公安委員会は、 自転車の運転に関しこの法律若しく 三月を超えない範囲内で期間を定め 一項第十四号に掲げる講習 内閣府令で定め

(罰則 (略)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第百八条の三の五 (略)

(指定講習機関)

第百八条の四 各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者(以 公安委員会は、 次の各号に掲げる講習を、 それぞれ当該

下「指定講習機関」という。)に行わせることができる。

一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習(以下この条及び次条第一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習(以下「運転適性指導員」という。)が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に規則で定める者(第三号及び次条において「運転適性指導員」という。) について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三号及び次条において「運転適性指導員」という。) 自動車等の運転に必合すること。

年運転者講習(以下「特定講習」という。)を行おうとする者の申請2 前項の規定による指定は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若

3·4 (略

により行う。

(運転適性指導員等)

「指定講習機関」という。)に行わせることができる。

下

(新設)

下「特定講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習(以

2

3·4 (略

(運転適性指導員等)

ま、重は歯は言算には、重は歯は旨算しよりうとは事にはなり第百八条の五 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関

は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはなら

ない。

2 · 3 (略

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2~8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第二号)

(運転免許取得者等教育の認定)

転免許取得者等教育」という。)を、自動車教習所である施設その他るとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育(以下「運は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させ第百八条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又

は、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。第百八条の五 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導に

2 · 3 (略)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第三号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第三号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

2~8 (略) 第百八条の三十一 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第三号

(運転免許取得者教育の認定)

車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会させるための教育(以下「運転免許取得者教育」という。)を、自動対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深め第百八条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者に

いずれにも適合している旨の認定を受けることができる。施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号の分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区

- 規則で定める者により行われるものであること。
 教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会一教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等
- と。
 て国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであるこで国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであるこ他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備とし二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その二
- つ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、か
- 課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある
- 課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある
- 国家公安委員会規則で定める基準道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準としてハーイ及び口に掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともにハーイ及び口に掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに
- を冠した名称を用いてはならない。程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字名 運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課

2

略

とができる。
取得者教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けるこ安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公

- 則で定める者により行われるものであること。育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者教
- 。

 国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うための設備として他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うための設備としている基準に適合した設備その

_

が国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであること。 三 交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、当該課程

2 (略)

した名称を用いてはならない。 ついて、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠3 運転免許取得者教育を行う者は、当該運転免許取得者教育の課程に

4 能又は知識の教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一 の三十二の二第 運 と 同条第三項中 !転免許取得者等教育を行う者について準用する。 第九十八条第三項から第五項までの規定は、 「自動車教習所における教習」とあるのは 同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技 一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」 「自動車の運転に関する教習」とあるのは 「運転免許取得者等教育 第一項の認定を受けて この場合において 一項の運転 「第百八条 لح

消すことができる。各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取りると安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項

免許取得者等教育」

と読み替えるものとする。

(略)

6

(罰則 (略)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 請して が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる その方法の区分ごとに、 運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するため る施設その他の施設を用いて行う者は、 は特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は (以 下 当 運 該施設におい 転免許取得者等検査」という。 免許を現に受けている者又は特定失効者若しく 当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申 て当該方法により行う運 国家公安委員会規則で定める を、 |転免許取得者等検査 自動車教習所であ 検

4 同条第三項中 得者教育」と読み替えるものとする。 知識の教習」とあるのは「第百八条の三十二の一 同条第四項中 自動車教習所における教習」とあるのは 三十二の二第 運転免許取得者教育を行う者について準用する。 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて 「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は 一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育」と、 「自動車の運転に関する教習」とあるのは 「運転免許取得者教育」と、 二第 この場合において 項の運転免許 「第百八条の 取

すことができる。 号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消分の姿質会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各

5

6 (略)

(罰則 (略))

(新設)

- により行われるものであること。
 つ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者で行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かい。
- 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること

イ

認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委

- 員会規則で定める基準運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
- 効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準 又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する 、 イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能

2

次条第 のは るのは あるのは て準用する。 項」とあるのは 前条第二項から第六項までの規定は、 「第百八条の三十二の三第一項」 項」 「次条第一項」と、 次条第 と この場合において、 同条第三項中 「次条第一項」 項」 Ł, 同条第六項中 「第百八条の三十二の一 「課程」とあるのは と、 同条第二項中 同条第四項中 運転免許取得者等検査につい 同条第五項中 「前各項」とあるのは 「前項」とあるのは 「方法」 第 第 第 項」 項」とあ と 項」 とある 第

二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項

」と読み替えるものとする。

(罰則 第二項については第百二十三条の二)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 四項、 は同項第四号、 条第二項、 律第百四十五号) 第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律 合を含む。)、 次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。 第百三条第一項第五号、 は第七十三条第一項 項 第九十七条の一 第百六条、 第九十条第一項第四号若しくは第五号、 第百一 自動車損害賠償保障法 第十一条第一項若しくは第二項の規定は、 道路運送車両法第十九条、 第百七条の五第一項第二号 一第 (同法第九十七条の三第二項において準用する場 条の四第三項、 第百四条の二の四第 項第三号イ、 第百二条の (昭和三十年法律第九十七号) 第百条の一 第五十八条第一項若しく 項、 第百八条の三の三又は 第 一第一項本文若しく 第九十二条の二第 (昭和三十七年法 第百一 一項若しくは第 一条の三、 第六十七

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二(略)

2~4 (略

、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条第一項又

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 合を含む。)、 の規定の適用については、この法律の規定とみなす。 百三条第一項第五号、 条第二項、 律第百四十五号) 第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律 は第七十三条第 項、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、 第九十条第一項第四号若しくは第五号、 自動車損害賠償保障法 項 第十一条第一項若しくは第二項の規定は、 道路運送車両法第十九条、 (同法第九十七条の三第二項において準用する場 第百六条、 第百七条の五第 (昭和三十年法律第 第五十八条第一 項第一 第九十二条の二第 第百二条の二、 (昭和三十七年法 一号又は次条 九十七日 第六十七 項若しく 号

(特定の交通の規制等の手続

第百十条の二(略

2~4 (略)

禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置し部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条又は第四

をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない ることができるものとし、当該禁止をしたときは、 められるときは、 ばならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認 設置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間を定めて行わなけれ 当該地方公共団体の意見を聴かないで当該禁止をす 速やかに当該禁止

6 • 略

(免許等に関する手数料)

第百十二条 を定めなければならない。 定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例 する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で 料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、 ついては、 により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収に 項において準用する場合を含む。)を除く。)及び第六章の二の規定 次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数 都道府県は、第六章 (第百四条の四第六項(第百五条第二 物件費及び施設費に対応

一〜五の三 略

五の四 運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

部の解除を受けるため、 ができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一 第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転すること 公安委員会の審査を受けようとするもの

審查手数料

七~十二 略

初心運転者講習、 第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又

> をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。 ことができるものとし、当該禁止をしたときは、 られるときは、 ならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認め た地方公共団体の意見をきいたうえで、 当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をする 期間を定めて行なわなけ すみやかに当該禁止 れば

· 7 (略

6

(免許等に関する手数料

第百十二条 料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、 項において準用する場合を含む。)を除く。)及び第六章の二の規定 を定めなければならない。 定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例 する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で ついては、 により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収に 次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数 都道府県は、第六章 (第百四条の四第六項(第百五条第二 物件費及び施設費に対応

〜五の三 (略)

(新設)

限定された者で、 安委員会の審査を受けようとするもの 第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種 その限定の全部又は一部の解除を受けるため、 審査手数料 類を 公

七~十二 略

十三 初心運転者講習又は第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習

略

行政手続法 の適用除外

第百 のに限る 免許 第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車 定による自 項又は第百四条の ものに限る。 項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置 による免許を受けることができない期間の指定、 第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定 条件の付加 る第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止 七条の五第 ることができない期間の指定、 る免許の取消し 項第五号に係るものに限る。 同 禁止にあつては、 十三条の二 項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止 第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止。 \mathcal{O} 条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。 取消し、 る。 動車等の運転の禁止 並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停 一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規 及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用す 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな 第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百 並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受け (同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係る 二の四第一項 第百七条の五第二項に係るものに限る。) 第百四条の二の (第百七条の五第 第 同条第二項又は第四項の規定によ 一項若しくは第四項の規定による 二第一 第九十七条の三第三 項第一 一項若しくは第四 (第百七条の五 一号に係るも 等の 第百三条 (同条第 につい 同条 運転

> を受けようとする者 通知手数料

2

略

、行政手続法の適用除

第百十三条の二 0 第一 术 車 百 11 号に係るものに限る。 第四項の規定による自動車等の運転の禁止 並びに第百七条の五第一 規定による免許の取消し、 ることができない期間の指定、 ものに限る。 る免許の取消し 項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置 による免許を受けることができない期間の指定、 第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の 条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力 (同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。 項第五号に係るものに限る。 等の て準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止 七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自 については、 項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止 第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止 運転の禁止にあつては、 並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受け 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな (同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係 行政手続法第三章 及び第百七条の五第一 項又は同条第九項において準用する第百三条 第百六条の二の規定による仮免許の 第百四条の二の二第二 第百七条の五第 同条第二項又は第四 (第十二条及び第十四条を除く。 (第百七条の五第 一項又は同条第九項にお 一項に係るものに 第九十七条の三第三 一項又は第四 項の規定によ 一項 第百三条 (同 取 第二 条第 規定 消 項 同 0) 動 る 条

、適用しない。 ては、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は

、適用しない。

又は百万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

一・二 (略)

正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大

四・五 (略)

自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさ、、次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の

せた者

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

一~十 (略)

為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせ十一 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行

るおそれのある方法によるものをした者

第二十四条(急ブレーキの禁止)の規定に違反する行為イ 第十七条(通行区分)第四項の規定の違反となるような行為

)の規定は、適用しない。

又は百万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

一・二 (略)

限る。)

「限る。)

「関大十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大力・ 第二年の三の規定に基づく政令で定める物の影響によい。 第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響によ 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大

四・五 (略)

(新設)

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

一~十(略

(新設)

第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項の規定の違反とない。第二十六条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為

なるような行為
ホ 第二十八条(追越しの方法)第一項又は第四項の規定の違反とるような行為

第五十二条(車両等の灯火)第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条(警音器の使用等)第二項の規定に違反する行為

チ 第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

リ 第七十五条の四(最低速度)の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八(停車及び駐車の禁止)第一項の規定の違反と

なるような行為

+

(略

又は三十万円以下の罰金に処する。第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

違反金関係事務の委託)第二項又は第百八条(免許関係事務の委託一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置一 第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十

一の二・二(略)

第二項の規定に違反した者

又は十万円以下の罰金に処する。第百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

(略

十一(略)

又は三十万円以下の罰金に処する。第百十七条の四一次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

第二項又は第百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者違反金関係事務の委託)第二項、第百八条(免許関係事務の委託)第二項、第五十一条の十五(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十

一の二・二 (略)

又は十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

(略)

(削る)

第百八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の(秘密保持義務等)第一項、第百八条の十八(秘密保持義務)又は二一第百八条の三の四(講習通知事務の委託)第二項、第百八条の七

規定に違反した者

五万円以下の罰金に処する。 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

一~十四 (略)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四(臨時適性検査)る免許の条件の付与等)第二項の規定により公安委員会が付し、若十五 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請によ

(略)

付自転車を運転した者

2

第百十九条の二 為をしたときに限る。)をした者は、 ことができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場 号に掲げる行為にあつては、 合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行 (駐車を禁止する場所) 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する行為 (停車及び駐車を禁止する場所 第一項若しくは第二項、 その行為が車両を離れて直ちに運転する 十五万円以下の罰金に処する。 第 第四十八条 (第一号及び第二 項、 第四十五 (停 車 条

二 第五十一条の二(違法駐車に対する措置)第十項の規定に違反し

て車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者

第百八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の(秘密保持義務等)第一項、第百八条の十八(秘密保持義務)又は三 第百八条の三の三 (講習通知事務の委託)第二項、第百八条の七

規定に違反した者

五万円以下の罰金に処する。第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

一~十四 (略)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四(臨時適性検査)十五 第九十一条(免許の条件)の規定により公安委員会が付し、若

2 (略)

付自転車を運転した者

第百十九条の二 為をしたときに限る。)をした者は、 合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行 ことができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場 号に掲げる行為にあつては、 を禁止する場所) 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する行為 (停車及び駐車を禁止する場所 第一項若しくは第二項、 その行為が車両を離れて直ちに運転する 十五万円以下の罰金に処する。 第四十八条 第四十五条 第一 (停車又は駐 号及び第二 (駐

時間制限 ける駐車の方法等) 又は駐車の方法の特例)、 駐車区間における駐車の禁止) 第三項又は第四十九条の四 第四十九条の三(時間制限駐車区間にお の規定の違反となるような (高齢運転者等専用

二 <u>:</u>

略

行為

2 略

第百十九条の三 までに掲げる者にあつては、 は、 十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者 前条第一項の規定に該当する者を除く。 (第一号から第四号

条の五 なるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。) となるような行為をした者 運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止) ける駐車の方法等) 又は駐車の方法の特例) (駐車を禁止する場所) 第四十四条 (時間制限駐車区間における駐車の特例) (停車及び駐車を禁止する場所) 第二項若しくは第三項、 第一項若しくは第二項、 第四十九条の三 (第四十九条の三第) (時間制限駐車区間にお 第四十九条の四 第 一項の規定の違反と 後段の規定の違反 第四十八条 項、 又は第四十九 第四十五条 (高齢 (停 車

2 (略)

略

第百二十条

一~十六

略

処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 五万円以下の罰金に

> 限駐車区間における駐車の禁止) 車の方法等) 車の方法の特例)、 第三項又は第四十九条の四 第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐 の規定の違反となるような行為 (高齢運転者等専用時

_ <u>•</u> = (略)

2 (略)

第百十九条の三 までに掲げる者にあつては、前条第 は、十万円以下の罰金に処する。 等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止) 車の方法等)第二項若しくは第三項、 車の方法の特例)、 を禁止する場所) (時間制限駐車区間における駐車の特例) 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者 (停車及び駐車を禁止する場所) 第一項若しくは第二項、 第四十九条の三 一項の規定に該当する者を除く。 (時間制限駐車区間における駐 第四十九条の四 後段の規定の違反となる 第四十八条 、第四十五条 又は第四十九条の五 (第一号から第四号 (高齢運転者 (停車又は駐 鼠駐

<u>-</u> く 八 (略)

(略)

うな行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。)

ような行為をした者

(第四十九条の三第)

一項の規定の違反となるよ

2

一~十六 (略 第百二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、

五万円以下の罰金に

処する。

る公安委員会の命令に従わなかつた者十七年第百八条の三の五(自転車運転者講習の受講命令)の規定によ

2 (略

又は科料に処する。 第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

一~八 (略)

十四条 止等) 準用する場合を含む。)、第七十八条 返納等) 返納等) 免許の効力の仮停止) 両 項 第四項、 第四十五条の二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例 の検査等) 第十項において準用する場合を含む。)、 (第七十五条の二 (自動車の使用者の義務等) 第五項若しくは第七項又は第百七条の十 (免許証の記載事項の変更届出等) 第一項若しくは第三項、第百七条の五 第一項若しくは第二項の規定に違反した者 第五十一条の四 第七項、 第三項 第七十五条 (放置違反金) 第二項、 (第百七条の五 (自動車の使用者の義務等) (許可の手続) 第 (自動車等の運転禁止 項、 第百七条 (自動車等の運転禁 (国外運 第三項において 第百三条の二(第六十三条 第四項、 転免許証 (免許証 第十 第九 車 0 0

九の二~十(略)

2

(略

第百二十三条の二 第百八条の三十二の二 (運転免許取得者等教育の認

る公安委員会の命令に従わなかつた者十七 第百八条の三の四(自転車運転者講習の受講命令)の規定によ

2 (略)

又は科料に処する。第百二十一条、次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰

金

一~八 (略)

停 止) 七項、 + 若しくは第二項の規定に違反した者 しくは第七項又は第百七条の十 若しくは第三項、 いて準用する場合を含む。)、第百七条(免許証の返納等) の記載事項の変更届出等) 含む。)、第七十八条(許可の手続) 条の二(自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を 第四項、 第四十五条の二 一条の四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第十一項(第七十五 第三項 第五十一条の二(違法駐車に対する措置) (放置違反金) (第百七条の五 第百七条の五 (高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の 第一項、第百三条の二(免許の効力の 第二項、第六十三条 (自動車等の運転禁止等) (自動車等の運転禁止等) (国外運転免許証の (第百十七条の五第二号に該当 第四項、 第九十四条 (車両の検査等))返納等) 第十項、 第十項にお 第五項若 (免許証 第一項 第 第五 特 項 第 仮

する者を除く。

九の二~十

略

2

(略)

第百二十三条の二 第百八条の三十二の二 (運転免許取得者教育の認定

第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万定)第三項(第百八条の三十二の三(運転免許取得者等検査の認定)

別表第一 (第五十一条の四関係)

円以下の過料に処する。

		(略)
		て駐車しているもの
		の八第一項の規定に違反し
		十九条の四又は第七十五条
		四十九条の三第三項、第四
		は第三項、第四十八条、第
		、第四十七条第二項若しく
		五条第一項若しくは第二項
(略)	(略)	第四十四条第一項、第四十
の限度額	方置耳 戸 <i>O</i> 和类	方置耳同の寛材の区分
放置違反金	女置巨可つ重頁	女量恒句の誤義の玄子

別表第一 (第五十一条の四関係)

		(略)
		しているもの
		一項の規定に違反して駐車
		の四又は第七十五条の八第
		条の三第三項、第四十九条
		項、第四十八条、第四十九
		十七条第二項若しくは第三
		一項若しくは第二項、第四
(略)	(略)	第四十四条、第四十五条第
の限度額	方置 三 回 <i>O</i> 利类	が置す 回の 寛樹の 国 夕
放置違反金	女置巨可つ重頁	女量匡可つ呉兼つ三子

)第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

\subset)
○ 土砲等を追溯する大型自動車による交通事故の防山等に関する株別措置沒(昭和四十二年沒	二少等に重要し、ファーカゴニニンを利率なつちに等に関し、ファーサー
另指置法 (昭利四十	
二年没有第百三十一号)	

(傍線の部分は改正部分)

たこ	たことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する
に 対	に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされ
車のは	車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者
使用	使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動
ずれ、	ずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を
運搬	運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のい
第七条	第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の
(使	(使用の制限及び禁止)
	改正案

(略)

者については、この限りでない。

事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一 道路交通法第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百

三 (略)

2

(略)

(使用の制限及び禁止)

現

行

者については、この限りでない。 老については、この限りでない。 本に対し、大の各号のい できる。ただし、当該運転者 できる。 できる。ただし、当該運転者 できる。 できる。 たことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の ときる。 といて、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の といて、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の

(略)

こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二二 道路交通法第百十七条の二第一号若しくは第三号、第百十七条の二

.

三

(略)

(略)

2

第七十五条第一項第 自動車を離れて直ちに 第四十四条第一項 第四十四条第一項、第 、第四十五条第一項若 第四十四条第一項、第 、第四十五条第一項若 できな 第四十五条第一項若 四十五条第一項若 四十五条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項 第四十四条第一項	(略) 読み替える規定 誘み替えられる字句 読み替える字句	欄に掲げる字句とする。	の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同)及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表	法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。	四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同	一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第	び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第	五条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第四号及	四条第一項及び第二項、第七十四条の三(第五項を除く。)、第七十	いては、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十	第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用につ	(道路交通法の規定の読替え適用等)	改正案
第七十五条第一項第 自動車を離れて直ちに 第四十四条、第四十四条、第四十四条、第四十四条、第四十四条、第四十八条、第四十七条 条第一項若しくは 第二項、第四十七条 第四十四条、第四十四条,四十四条,四十四条,四十四条,四十四条,四十四条,四十四条,四十四条	(略)(略)読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句 	子句とする。	の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同)及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表	法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。	四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同	一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第	び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第	五条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第四号及	四条第一項及び第二項、第七十四条の三(第五項を除く。)、第七十	いては、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十	第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用につ	(道路交通法の規定の読替え適用等)	現

									項第三号	第百十九条の二第一	(略)												
							する行為	項第七号の規定に違反	使用者の義務等)第一	第七十五条(自動車の		ものに限る。)	している場合における	の規定に違反して駐車	の又は自動車がこれら	ることとなる場合のも	規定に違反して駐車す	七十五条の八第一項の	十九条の四若しくは第	九条の三第三項、第四	、第四十八条、第四十	第二項若しくは第三項	は第二項、第四十七条
反する行為(車両を	含む。)の規定に違	て適用される場合を	の規定によりみなし	場合及び同条第二項	み替えて適用される	一項の規定により読	代行業法第十九条第	第一項第七号(運転	の使用者の義務等)	第七十五条(自動車									となるような行為	第一項の規定の違反	又は第七十五条の八	第四十九条の五後段	、第四十九条の四、
									項	笙													
									項第三号	第百十九条の二第一	(略)												
							する行為	項第七号の規定に違反	項第三号使用者の義務等)第一	<i>の</i> <u>-</u>	(略)	限る。)	る場合におけるものに	に違反して駐車してい	自動車がこれらの規定	となる場合のもの又は	違反して駐車すること	条の八第一項の規定に	の四若しくは第七十五	三第三項、第四十九条	十八条、第四十九条の	若しくは第三項、第四	項、第四十七条第二項

	2~4 (略)	2 ~ 4 (略)
	(略)	(略)
ものに限る。)	に係るものに限る。	
のに限る。)に係る	けるものに限る。)	
いる場合におけるも	車している場合にお	
に違反して駐車して	の規定に違反して駐	
車両がこれらの規定	の又は車両がこれら	
なる場合のもの又は	こととなる場合のも	
して駐車することと	に違反して駐車する	
第一項の規定に違反	条の八第一項の規定	
くは第七十五条の八	四若しくは第七十五	
第四十九条の四若し	三項、第四十九条の	
十九条の三第三項、	、第四十九条の三第	
、第四十八条、第四	第三項、第四十八条	
二項若しくは第三項	七条第二項若しくは	
二項、第四十七条第	くは第二項、第四十	
条第一項若しくは第	四十五条第一項若し	
四十四条、第四十五	四十四条第一項、第	
行為により車両が第	行為により車両が第	
態にする行為(当該	態にする行為(当該	
ることができない状	ることができない状	
離れて直ちに運転す	離れて直ちに運転す	

ける違法駐車行為の防止のための事業	ける違法駐車行為の防止のための事業
の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路にお	の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路にお
化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他	化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他
為をいう。以下この号において同じ。) に係る車両の取締りの強	為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強
ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行	ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行
イ (略)	イ (略)
二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。	二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
一~二十七 (略)	一 一 一 二 十 七 (略)
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当
(定義)	(定義)
現	改正案

112

- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 提供業務又は電話リレーサービス支援業務に関し知り得た秘密を漏らした者 第十五条 (第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、電話リレーサービス
- 部又は一部の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした電話リレーサービス提供機 関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員 第十九条第二項(第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による業務の全
- 第三十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機 関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 部又は一部を休止し、又は廃止したとき。 第十二条 (第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の全
- 二 第十六条 (第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、 若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存し
- による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく第十七条第一項(第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 は忌避し、 則 若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(施行期日)

- この法律は、 、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を

内閣総理大臣 総務大臣 安倍 高市 早苗 晋二



道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する

政

名 御 璽

御

令和! 二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十一号 道路交通法施行令の一部を改正する政令

六条の二第一項、第百八条の三の四並びに第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。 に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十条第一項ただし書及び第五号並びに第二項、 道路交通法施行令 内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号)の一部の施行に伴い、 (昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する 第百 並び

第三十三条の二の三第三項第一号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を 同条第四項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改める。 「鬱病を」 に

七号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「第百十七条の三」の下に「、法第百十七条の四第一 第三十九条の三第一項第三号中 第三十五条第一項第二号ロ中「第十一号まで」を「第十号まで若しくは第十二号」 「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に、「若しくは第 に改める。

> の二の表中 十五 法第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為 第四十一条の三に次の一号を加える。

2及び3中「二の18から12まで」を「二の19から28まで」に改め、 >|二の表中「麻薬等運転」の下に「、妨害運転(著しい交通の危険)|を加え、別表第二の備考の一の別表第二の一の表中「過労運転等」の下に「、妨害運転(交通の危険のおそれ)]を加え、別表第二 130 に改め、同表の備考の二中13を13とし、12を13とし、 131 その次に次のように加える。 同表の備考の二の3中 129 を

車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。 「妨害運転(著しい交通の危険)」とは、法第百十七条の二第六号の罪に当たる行為

の22中「15」を「16」に改め、同表の備考の二中22を23とし、同表の備考の二の21中「14」を「15」 二の12中「12及び14」を「13及び12」に改め、同表の備考の二中12を11とし、11から11までを12 123及び25」に改め、同表の備考の二中26を27とし、12から25までを22から26までとし、同表の備考の 中7を8とし、同表の備考の二の6中「5」を「6」に、「3から17まで」を「4から18まで」に改め、 を「20」に改め、同表の備考の二中46を47とし、23から43までを24から46までとし、同表の備考の二 し、86から93までを87から94までとし、同表の備考の二の85中「47」を「48」に改め、 までを9から10までとし、同表の備考の二の9中「48」を「49」に改め、同表の備考の二中94を50と 120までとし、同表の備考の二の10中「50」を「51」に改め、同表の備考の二中10を10とし、 同表の備考の二中6を7とし、 の7中「5」を「6」に、「18又は20から22まで」を「19又は21から23まで」に改め、同表の備考の二 ら47まで、49から64まで又は66から18まで」に改め、 の備考の二の8中「5に」を「6に」に、「24から4まで、4から63まで又は5から17まで」を「5か に」を「6に」に、「5から8まで」を「6から9まで」に改め、同表の備考の二中9を10とし、同表 に改め、同表の備考の二中21を22とし、10から20までを11から21までとし、同表の備考の二の9中「5 同表の備考の二中74を73とし、50から73までを51から74までとし、同表の備考の二の49中「20」を 二中85を8とし、75から84までを76から85までとし、同表の備考の二の74中「34」を「35」に改め、 [21] に改め、同表の備考の二中49を50とし、48を49とし、47を48とし、同表の備考の二の46中[19] .表の備考の二中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。 別表第二の備考の二中12を12とし、12を12とし、同表の備考の二の126中 同表の備考の二の5中「10から12まで」を 同表の備考の二中8を9とし、 「11から13まで」に改め、 $1\overline{20}$ 122 及 び 124 同表の備考の二 同表の備考の 95 から99 を $1\overline{21}$

「妨害運転(交通の危険のおそれ)」とは、法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行

の二の12中「別表第1表の備考の二の9中 中 別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を 二の12中「別表第二の備考の二の46」を「別表第二の備考の二の47」に改め、 「別表第二の備考の二の8」を「別表第二の備考の二の86」に改める。 「別表第二の備考の二の47」を「別表第二の備考の二の48」に改め、同表の備考 「別表第二の備考の二の20」に改め、同 同表の備考の二の

附則

(施行期日)

1 この政令は、 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、 なお従前の例

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、 なお従前の例による。

3

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

〇 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

(傍線の部分は改正部分)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等) (免許の拒否又は保留の事由となる病気等) 第三十三条の二の三 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。 二・三 (略) 二・三 (略) とする。 し 法第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為(とする。	改正 正 前 改正 前 改正 前 とする。 (免許の拒否又は保留の事由となる病気等) 第三十三条の二の三 (略) 2 (略)
法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、(略)	法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、(略)
りとする。 	
な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなー。そう鬱病(そう病及ひ鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要	予測、判断又は操作のいずれば(そう病及ひうつ病を含み)
るおそれがある症状を呈しないものを除く。)	となるおそれがある症状を呈しないものを除く。)
二・三(略)	二・三(略)
法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、	法第九十条第一
とする。	とする。
一法第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為(一 法第百十七条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為(自動車等
自動車等の運転に関し行われたものに限る。)	の運転に関し行われたものに限る。)
二・三(略)	二•三 (略)
(指定自動車教習所の指定の基準)	(指定自動車教習所の指定の基準)
第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲	第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲
げるとおりとする。	げるとおりとする。

略

を有する者で、 上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以 次のいずれにも該当しないものであること。

略

刑に処せられ、 号の罪又は法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の 二の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、 な 条第一項第四号若しくは第五号の罪、 法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、 つた日から起算して三年を経過していない者 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなく 法第百十九条第一 法第百十七条の 法第百十八 項第十一

略

2 • 3 略

(仮運転免許の取消しの基準

第三十九条の三 げるとおりとする。 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、 次に掲

(略)

八号に係る違反行為 第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。) 第七号若しくは第十一号、 号の二若しくは法第百十八条第一項第一号、 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号 第三号若しくは第六号、 (法第百十八条第一項第一号に係る違反行為に 法第百十七条の三、法第百十七条の四第 法第百十七条の二の一 第 二第一 号、 号、 第七号 若しくは第 第三号、 (法

略

を有する者で、 上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以 次のいずれにも該当しないものであること。 経験

1 (略)

算して三年を経過していない者 若しくは第五号の罪、 二の二第八号から第十一号までの罪、 その執行を終わり、 百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せら 法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、 又は執行を受けることがなくなつた日から起 法第百十九条第 法第百十八条第一項第四号 一項第十一 法第百十七 号の罪又は法第 条の

(略)

2 • 3 略

第三十九条の三 げるとおりとする。 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、 次に掲

(仮運転免許の取消しの基準

(略)

七号、 係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速 若しくは第三号、 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号 若しくは第八号に係る違反行為 第七号 法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、 (法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る 法第百十七条の二の二第一号、 (法第百十八条第一 第三号若しくは第 項第一号に 第二

車 自動車国道等においては四十キロメートル毎時) る行為をしたとき。 害賠償保障法 に限る。 制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動 ては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の 運転する行為に、 ならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時 あつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行しては 中型自動車、)又は道路運送車両法第五十八条第 (昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反す 法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつ 準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為 項若しくは自動車損 以上超える速度で (高速

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の

~十四 (略)

運転に関し行われた次に掲げる行為とする

十五 法第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号の

罪に当たる行為

三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第二十三条の二の三、第二十二条の二の三、第二十二条の二の三、第二十二条の二の三、第二十二条の

一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種別

点数

をして大型自動車、 上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る 度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメー の規定に違反する行為をしたとき。 しくは自動車損害賠償保障法 を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第 積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載 違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により トル毎時 (高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時) 中型自動車、 (昭和三十年法律第九十七号) 準中型自動車又は大型特殊自 第五条 一項若 動 以 車

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

運転に関し行われた次に掲げる行為とする。第四十一条の三 法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車

0

一

四

(

略)

(新設)

| 三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係) | 別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第

一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種別

点数

(略)	行為等禁止違反	転等、妨害運転(交通の危険のおそれ)又は共同危険	無免許運転、酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運
(略)			二十五点

特定違反行為に付する基礎点数

			救護義務違反	険) 又は救護
三十五点	(著しい交通の危	妨害運転	麻薬等運転、	酒酔い運転、
(略)				(略)
点数	<i>ס</i> ין	(行為の種別	特定違反行為の	

三 略

備考

1

(略)

違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

2 めるところによる。 から28までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合 (二の119

(略)

- 3 点数に、五点を加えた点数とする。 百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による 二の11から12までに規定する行為をした場合において、 法第
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に 定めるところによる。

$\frac{1}{2}$ (略)

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(

> 無免許運転、 転等又は共同危険行為等禁止違反 (略) 酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運 二十五点 略

特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種別	点	数
(略)	(略)	
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	田十三	点

三 略

備考

2 1 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の (略)

から12までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定

(イ) ・ (ロ) (略)

めるところによる。

- 3 点数に、五点を加えた点数とする。 百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による 二の11から12までに規定する行為をした場合において、
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に 定めるところによる。

$\frac{1}{2}$ 略)

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(

118

| 13に規定する行為を除く。)をいう。

5 (略)

- おける11から13までに規定する行為をいう。
 する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合に、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは
- における14から18までに規定する行為をいう。上五十未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以
- で、49から4まで又は66から18までに規定する行為をいう。は、6に規定する状態で運転している場合における25から47まり 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と
- 為(6から9までに規定する行為を除く。)をいう。項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行10「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一

11 5 21 (略)

のもの(15に規定する行為を除く。)をいう。 量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上21 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重

129に規定する行為を除く。)をいう。

(新設)

4 (略)

- おける10から12までに規定する行為をいう。する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合に、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有5 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは
- における37から77までに規定する行為をいう。 上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以
- 合における18又は20から22までに規定する行為をいう。 東四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高
- で、44から63まで又は65から17までに規定する行為をいう。は、5に規定する状態で運転している場合における24から46まと「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と
- 為(5から8までに規定する行為を除く。)をいう。項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転する行9 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一

10 20 (略)

のもの(41に規定する行為を除く。)をいう。 量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上21 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重

する行為(16)に規定する場合を除く。)をいう。の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使

24 5 46 (略)

等違反行為のうち、20に規定する行為以外のものをいう。47 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場所

48 • 49 (略)

。)をいう。
セント以上百パーセント未満のもの(21に規定する行為を除く種載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パー16)「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、

ような行為(35に規定する行為を除く。)をいう。75、「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となる51~74、(略)

76 \$ 85

(略)

86 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一場に規定する行為以外のものをいう。

する行為(15に規定する場合を除く。)をいう。 の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使

23 45 (略)

46

等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場所

47 48 (略)

。)をいう。 セント以上百パーセント未満のもの(20に規定する行為を除く 程ント以上百パーセント未満のもの(20に規定する行為を除く 積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、 19

50 73 (略)

ような行為(34に規定する行為を除く。)をいう。74 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となる

75 84 (略)

85 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、11に規定する行為以外のものをいう。

87 94 (略)

満のもの(49に規定する行為を除く。)をいう。 量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未95 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重

22、20 (各) る行為(51に規定する行為を除く。)をいう。 る行為(51に規定する行為を除く。)をいう。10 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反す

者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最 が治つたとき(その症状が固定したときを含む。 下同じ。 も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。 為によつて人が負傷した場合に限る。 体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。 で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ 一同じ。 のうち、)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行 (車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷)が存するものをいう。 負傷者の治療期間 (負傷の治療に要する期間 123 及び125 において同じ。)における身 (負傷 以 以 自

> | 86 | 5 | 93 | (略)

満のもの(48に規定する行為を除く。)をいう。 量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント・94 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物14

未 重

・ 川る行為(50に規定する行為を除く。)をいう。る行為(50に規定する行為を除く。)をいう。「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反、

120 101 | 119 | 運転傷害

者の数が二人以上である場合にあつては、 動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為 が治つたとき(その症状が固定したときを含む。 下同じ。)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害 も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。 為によつて人が負傷した場合に限る。 で故意(人の殺害に係るものを含む。 下 体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。 のうち、負傷者の治療期間) によるもの 一同じ。)が存するものをいう。 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、 (建造物を損壊させる行為にあつては、当該行 (負傷の治療に要する期間 以下この表において同じ 122 及び124 において同じ。 これらの者のうち最)における身 1 (負傷 (負傷 以 以 自

(略)

運転傷害等

行為で故意によるもののうち、121、

123及び125に規定する行為以

動

車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる

(治療期間十五日未満又は建造物損壊)

」とは

行為で故意によるもののうち、12、12及び12に規定する行為以、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは

外のものをいう。 (略)

第六号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたもの 「妨害運転 (著し い交通の危険) とは、 法第百十七条の二

127 \$ 129

(略)

外のものをいう。

(新設)

に限る。 をいう。

132 (略

別表第六 (第四十五条関係)

(略)

備考

略

別表第二の備考の二に定めるところによるほか、 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、 次に定めるとこ それぞれ

1 6 (略)

ろによる。

7 等以外))」とは、 「放置駐車違反 (駐停車禁止場所等 別表第二の備考の二の20に規定する行為の (高齢運転者等専用場 所

8 (略) 5に規定する行為以外のものをいう。

うち、

9 ち 以外))」とは、 8に規定する行為以外のものをいう。 放置駐車違反 別表第二の備考の二の48に規定する行為のう (駐車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等

10 • 11 略

12 駐停車違反 (駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等

130

(略)

(略

別表第六

(第四十五条関係)

備考

略

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、 別表第二の備考の二に定めるところによるほか、 次に定めるとこ それぞれ

ろによる。

1 6 (略)

7 うち、5に規定する行為以外のものをいう。 等以外))」とは、 「放置駐車違反 (駐停車禁止場所等 別表第二の備考の二の19に規定する行為の (高齢運転者等専用場 所

8 (略)

9 以外))」とは、 「放置駐車違反 8に規定する行為以外のものをいう。 別表第二の備考の二の47に規定する行為のう (駐車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等

10 • 11 (略)

12 「駐停車違反 (駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等

以外))」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のう

ち、10に規定する行為以外のものをいう。

14 13 (略)

「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以

外))」とは、別表第二の備考の二の86に規定する行為のうち

13に規定する行為以外のものをいう。

三 (略)

15 \(\)
22

(略)

13 (略)

ち、10に規定する行為以外のものをいう。

以外))」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のう

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以

外))」とは、別表第二の備考の二の85に規定する行為のうち 13に規定する行為以外のものをいう。

15 \ 22 略)

三 (略)

- 9 -

金曜日

令

〇内閣府令第四十五号

車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号)の一部の施行に伴い、及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十四条の三第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動

内閣総理大臣

安倍

晋三

令和二年六月十二日

第 条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。 道路交通法施行規則の一部改正) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 第九条の九 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 (安全運転管理者等の要件) のであること。 の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないも した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれら 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了 年を経過していない者 第十一号若しくは第十二号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二 法第百十七条の三の二、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二(第七号及び第十二号を除く。)、 法第七十四条の三第 改 項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 正 後 2 第九条の九 (安全運転管理者等の要件 \Box 同上 年を経過していない者 第十一号若しくは第十一 法第百十七条の三の二、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項 同同上上 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二(第七号及び第十一号を除く。)、 同上 同上 改 一号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二 正 前

備考 表中 [] の記載は注記である。

条 ,自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正, 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)

表の上欄に掲げる規定の適用については、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の次の これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ 同上 改 正 の 一部を次のように改正する 前

	項	第九条の九第一	読み替える規定	同表の下欄に掲げる字句とする。
[略]	号及び第十二号を除く。)	[略]	読み替えられる字句	子句とする。
	た第十十七条の二の二第八号から第十号まで は第1十七条の二の二第八号か は第1十七条の二の二第八号か は第1十七条の二の二第八号か は第1十七条の二の二第八号か は第1十七条の二の二第一号から第六号		読み替える字句	
	項	第九条の	読み替え	

令和 2 年 6 月 1 2 日

	項 第九条の 九第 一	読み替える規定
[匝4]	号及び第十一号を除く。) 号及び第十一号を除く。)	読み替えられる字句
	七条の二の二第八号から第十号まで定により読み替えて適用される法第百十まで、運転代行業法第十九条第一項の規まで、運転代行業法第十九条第一項の規	読み替える字句

第八条の二 会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その

他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏し

いものについては注記を省略することができる。

[号を削る。]

[号を削る。]

略

備考 表中 の記載は注記である。

〇内閣府令第四十六号 この府令は、 則 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

(令和二年六月三十日)

から施行する。

同上

様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める

内閣総理大臣

安倍

晋三

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、 令和二年六月十二日

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

第一条 のは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこ れに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。 その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のも

	並唯口	П	干以	
(重要な会計方針の注記) 係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。	はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。)に第二号において同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損	に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。)又はデリバティブ取引に係るのと見込まれるものを含む。以下この項において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生すった。の規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生するとの。略〕	第八条 [略] 改 正 後	
(重要な会計方針の注記)		[項を加える。]	第八条 [同上] 改 正 前	

第八条の二 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性 の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 棚卸資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法
- 固定資産の減価償却の方法
- 繰延資産の処理方法
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 七||六||五||四||三||二||一| 引当金の計上基準

収益及び費用の計上基準

[号を削る。]

[号を削る。] [号を削る。] [号を削る。]

[号を削る。]

168 道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四十二号)の一部の施行及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百八十一号)の施行に伴い、指定講習機関に関する規則等の一〇国家公安委員会規則第八号 部を改正する規則を次のように定める。 令和二年六月十二日 国家公安委員会委員長

武田

良太

(指定講習機関に関する規則の一部改正) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

改正後	改	正	前
(運転適性指導員)	(運転適性指導員)		
第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該	第五条 [同上]		
当する者とする。			
[一•二 略]	[一・二 同上]		
三 次のいずれにも該当しない者であること。	三同上		
イ [略]	イ [同上]		
ロ 法第百十七条の二の二第十二号又は法第百十七条の五第三号(法第百八条の七第一項に	ロ 法第百十七条の二の二第十一号又は法第百十七条の五第三号	又は法第百十七条の)五第三号(法第百八条の七第一項に
係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行	係る部分に限る。) の罪を犯し罰金	以上の刑に処せられ	係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行
を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者	を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者	起算して二年を経過	していない者
ハ [略]	ハ [同上]		
[四·五 略]	[四·五 同上]		
備考 表中 [] の記載は注記である。			
(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)			

官

報

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

元 4	4 2 平	о н		<u>217</u> H	性 口	
[①・② 略] [①・② 略] [①・② 略] [①・② 略] [②・② 略] [②・②] [②) [②) [②) [②) [②) [②) [②) [②)	1777年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	こ艮る。 ソド「大型色牛こ系3亩出自助車攻習所旨尊員」 ここうごこより守つ1350で5免許」という。)を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許(以下「仮	一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次に掲げるとおりとする。 『	- 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	第一条「略」(指定の基準等)	改正後
口 (1) · (2) 同 上			一 [同上]	同日	第一条 「同上」 (指定の基準等)	
						改
						正

(3) り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

(3)

(4)

規定する罪 (法第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せら

又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過

処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に

自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

法第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

- 規定する罪 (法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せら 処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に していない者 れ、その執行を終わり、 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の 又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過
- 略

三・三 略

3 5 10

同 上

三・三 同上

していない者

同上

れ、その執行を終わり、

備考 表中 [] の記載は注記である。

、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正」

第三条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する

第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定 現に受けているもの(免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指 を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、教習 る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車 じ。)に係るものに限る。)又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係 指導員資格者証の交付を受けたもの(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導 導員」という。)とする。 に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。以下同 (運転免許取得者教育指導員) | という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下 「免許」という。)を 改 正 後 第 二条 (運転免許取得者教育指導員) 同上 改 正 前

一 次のいずれにも該当しない者

- 又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、
- 又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 (平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第百自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

同上 同上

又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 法第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 -七条の二の二第十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 (平成二十五年法律第八十六号) 第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪 (法第百 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

」の記載は注記である。

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する

別記株式第一号 (第四条関係)

改

正

後

	保険引受者の名称	又は加入共済の名称						
	補償限度額(円)	対人						1
Ą		対物						-
虧		車両						- 1
ě	免責額(円)							I
ñ	保険期間		年	月	目から	年	月	日まて
di:	対象となる随伴用1	自動車に係る自動車登録番	-		T	neral systems	neren intern	************
2	号等							
						-	-	
l:	氏 名	住			河			
1		l-to-	~~~~					
O	代表者							
S S	8							
ķ								
文下								
去人の代表哲及学覧員						****		
剪								
	Á							
	動							
fl	車							
	登				ļ			
	餘			-				
	番							
č	号							
系	等							
5								
S)								

- 1 祭印欄には記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押目することに代えて、署名することができる。
 3 その他の党業所欄は、栄業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 4 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 5 対象となる随伴用自動車で係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は
 北洋契約を随伴用自動車の合数に応じて締結している場合に記載すること。
 6 対象となる随伴用自動車に係る自動を登録者号等欄に簡件用自動車に係る自動車登録者号等欄に修用自動車に係る自動車登録者の管理との指揮に係る自動車登録者のときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(構)と、車台番号を記載するときは(台)と記載すること。
- 1 つ ここ。 7 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日
※認定証番号 認定申請書 記定申請書 転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします 年 月 E
認定申請書 転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします 年 月 E
転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします 年 月 日
年 月 日
公安委員会 殿
申請者の氏名又は名称及び住所
(0)
74. Ft.
名称
所
**
地
地
地 運転管理者 住所
地

T.E.	171	
	名称	
	所在地	
走	安全運転管理	氏名
る	女主連転音理	** 住所
主たる営業所	副安全運転管理	氏名
所	御女王連転官理	在任所
	副安全運転管理	五 氏名
	侧发主連転資理	住所
	名 称	
Ŧ	所在地	
その他の営業所1	安全運転管理	氏名
	TX TE TO WE IN THE	4 住所
	副安全運転管理	氏名
	197.54 E. AR 99. 15 AE	** 住所
	断安全運転管理	氏名
	m 女 上 連 報 B 25	住所
	名 称	
#	所在地	
その他の営業所2	安全運転管理	長名
	文 法 趣 粉 酱 和	45 住所
営業	學安全運転管理	氏名
所	##7 54、3E / (E / NE / NE / NE / NE / NE / NE / N	4 住所
4	副安全運転管理	五名 五名
	阿女上进程官项	· 性所

- 1	保険引受者の名称又								
- 1	補償限度額(円)	対人							
61		对物							
际		車両							
路	免責額(円)								
8	保険期間		铒	月	日から	年	月	日ま	1
告置	対象となる随伴用自 号等	動車に係る自動車登録番							
ž.	氏 名	住			所				-
0	15								
t	代表者								_
七枝皆及ず									
ż									_
5									_
2									_
Ė	B				1				
	動					-			_
Ħ	車								
	张		-				****	-	
	録				1				
	番							-	
	号								
ĸ	等								
5									
					1				

- - 1 奈印欄には記載しないこと 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 3 その他の旁張所欄は、常業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空側 にしておくこと。 4 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車を録番号等欄については、保険契約又は 共済契約を随伴用自動車の合数に応じて締結している場合に記載すること。 6 対象となる随伴用自動車に係る自動車を録番号等欄と随伴用自動車に係る自 動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号 を記載するときはその末尾に(標)と、車台番号を記載するときは(台)と記載 すること。 で記載すること。 すること。 7 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第	一号	(第三条関係)

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

年 月 日 公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所

			6
_	名又は名称		
住	191		
	名 称		
	所在地		
主	安全運転管理	氏名	
主たる営業所	女主連軟官理	佐所	
営業	secure A secure del del mes	氏名	
所	副安全運転管理	住所	
	water to the feet and	氏名	
	副安全運転管理	住所	
	名 称		
72-	所在 地		
その他の	efn. A. 1965 der Alle volk	氏名	
	安全運転管理者	作所	
の営業所	and other the transition from our	氏名	
亷	剧安全運転管理	住所	
1		氏名	
	副安全運転管理	住所	
	名 称		
2.	所在地		
その		氏名	
他の	安全運転管理	住所	
8	to a site. At arm due fath arm	氏名	
の営業所2	副安全運転管理	住所	
2	201-da 0 100 da 000 de	氏名	
	副安全運転管理	住所	

改

正

前

뭐炸炸	才笼	= 8	(第七条関係)	

※受理年月日	
※受理番号	
※再251年月日	

認定証再交付申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

•

氏名又は名称		
住所		
主たる営業所	名 称	
エルる音楽の	所在地	
認定証を交付	ナした	認定証
公安委員会の) 名称	の番号
再交付を		
申請する理由		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第二号〈<u>第六条</u>関係〉

報

5 号

認定証

住 所

氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年 月 日

公安委員会 即

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第三号 (第六条関係)

※受理年月日	
※受理番号	
※ 再交付年月日	

認定証再交付申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

			(1)
氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した		認定証	
公安委員会の名称		の番号	
再 交 付 を申請する理由			

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第二号〈<u>第五条</u>関係〉

· 号

認定証

住 所

氏名又は名称

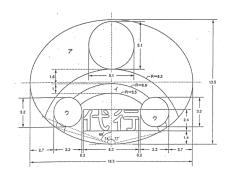
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年 月 日

公安委員会 ⑩

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 じする。

別記様式第五号 (第十四条関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の 色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。
 3 関示の長をの単位は、センチメートルとする。
 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25 センチメートル以上とする。

別記様式第四号 (第九条関係)

公安委員会 殿

操受理年月	B
※ 受理番	号
※書換え年月	Н

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

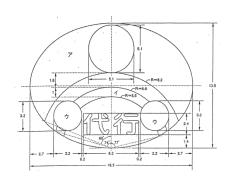
年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

0 氏名又は名称 主たる営業所 所在地 認定証を交付した 公安委員会の名称 の番号 変更事項 変更理由

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 3 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを
 - 受けること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第五号 (<u>第十二条</u>関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は白色、竹行の文字の色彩は風色、その他の部分の色彩は黄色とする。2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。

 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは 0.25 センチメートル以上とする。

別記様式第四号 (第八条関係)

※受理年月日	
※受理番号	
※ 文 理 書 写	***************************************

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

0

氏名义は名称 主たる営業所 名 称 所在地 認定証を交付した 認定証 公安委員会 公安委員会の名称 の番号 変更年月日 更事項 変更理由

- 記載要額 1 終印欄には記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、第名することができる。
 3 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを
 - 受けること。
- 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

173 令和 2	年6月12日	金曜日	官	報 (号外第 116 号)
の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。2 この規則による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式については、(経過措置) (経過措置) (施行期日) がら施行する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三十日)から施行する。 (額以上となる場合における障害の程度とする。 「「関係」となる場合における障害の程度とする。 「関係」という。)であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額が表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であって、当該自賠法後遺で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、同条に規定で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、同条に規定	第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の12の国家公安委員会規則(身体の障害の程度)	第五条 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則(平成十四年国家公安委員(運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則(平成十四年国家公安委員(運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正)	個分移送通知書
大会大学の大学に改立る。 「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	傍線を付し、	現分移送通知書 年 月 日		